第８期荒川区障がい福祉計画
第４期荒川区障がい児福祉計画

（令和９（２０２７）年度～令和１１（２０２９）年度）

（素案）

パブリック・コメント実施期間

令和8年11月6日(金)～令和8年11月30日(月)

令和９（２０２７）年〇月

荒川区

目　次

第１章　策定の概要 …… １
　第１節　策定の趣旨 …… ３
　第２節　策定の体制 …… ３
　第３節　計画の位置付け・対象・期間 …… ４
　第４節　計画の推進に向けて …… ６

第２章　障がい者・障がい児等を取り巻く状況 …… ７
　第１節　障がい福祉に関する制度・施策の変遷 …… ９
　第２節　統計資料から見る状況 …… １８

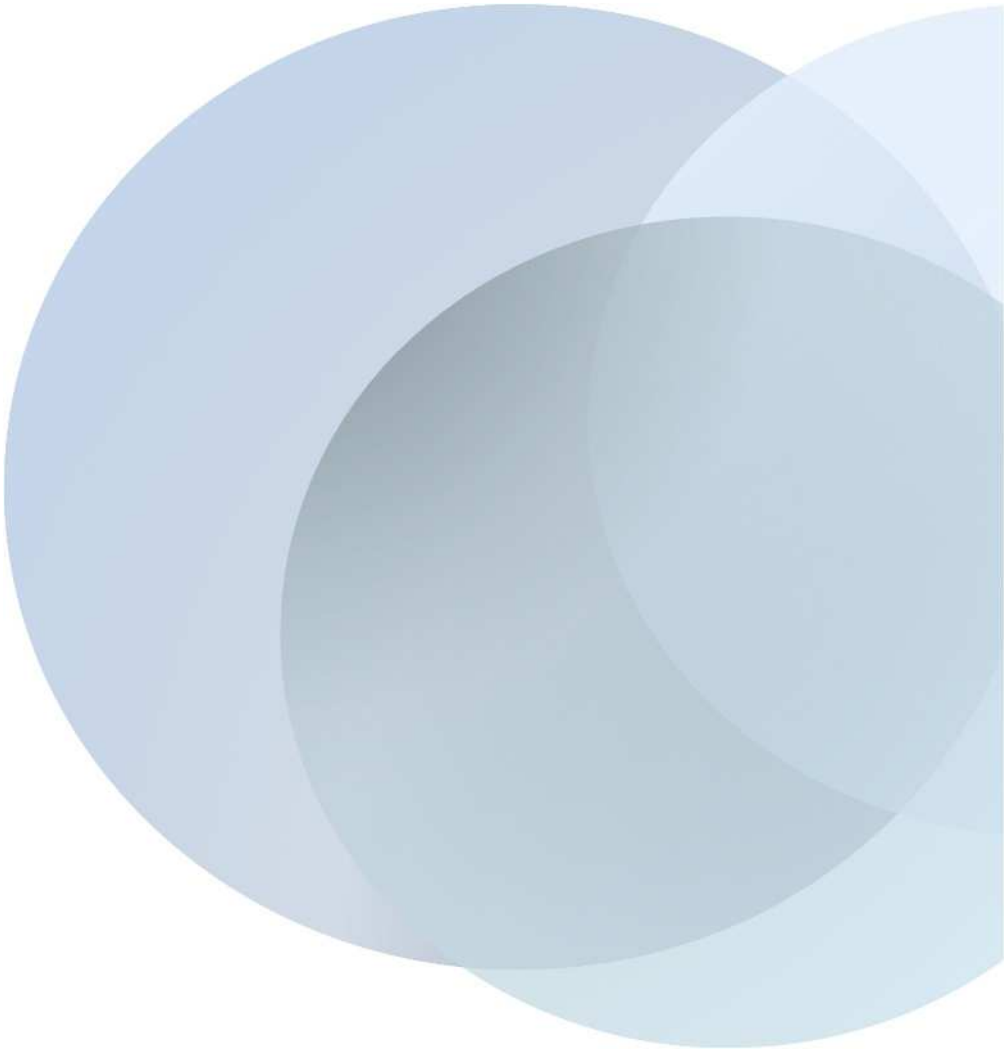
第３章　福祉計画の基本的な考え方 …… ２５
　第１節　国が示す基本指針 …… ２７
　第２節　区の基本方針 …… ２８
　第３節　施策の体系・成果目標及び活動指標 …… ２９

第４章　基本方針に基づく主な施策について …… ３１
　第１節　【基本方針１】障がい者の相談・支援体制の充実 …… ３３
　第２節　【基本方針２】バリアフリーの推進 …… ３５
　第３節　【基本方針３】障がい者の住まい・日常生活に対する支援 …… ３６
　第４節　【基本方針４】障がいのある子どもの健全育成 …… ３７
　第５節　【基本方針５】障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生 …… ３９

第５章　荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画における
成果目標・活動指標 …… ４１
　第１節　成果目標 …… ４３
　第２節　活動指標（サービス見込量） …… ５８

第　1　章

策定の概要



第１章　策定の概要

第１節　策定の趣旨

○ 障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、平成25（2013）年4月、障害者自立支援法に代わる障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されました。

○ 障害者総合支援法は、制定時に障がい者の定義に難病を追加するとともに、平成26（2014）年度に障害者程度区分から障害者支援区分へ見直し、平成30（2018）年度に就労定着支援や自立生活援助のサービスの追加などを行ったほか、令和4（2022）年12月には、障がい者の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進などの措置を講じる等、定期的に見直しがされています。

○ また、令和3（2021）年9月には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医療的ケア児支援法」という。）の施行や児童福祉法が改正され、令和6（2024）年4月から施行されています。

このように、障害者総合支援法や児童福祉法をはじめ、関連する法律の充実などにより、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。

○ 区では、令和6（2024）年3月に、第5期荒川区障がい者プラン（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）、並びに第7期荒川区障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）の三計画を一体とした荒川区障がい者総合プランを策定し、障害者施策を計画的に推進してきました。

○ このたび策定する二計画では、障がいの有無にかかわらず、安心して生活ができる地域づくりに向けて、これまでの施策や成果目標等の達成状況について評価・検証するとともに、国や東京都の動向等も踏まえながら、令和9（2027）年～令和11（2029）年度の障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る数値目標や必要見込量などを定めます。

第２節　策定の体制

○ 障がい者団体や福祉・医療関係団体、雇用・就労支援関係団体、学識経験者等の意見を「第8期荒川区障がい福祉計画及び第4期荒川区障がい児福祉計画」に反映させるために、「荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画策定委員会」を設置し、内容に関する検討を行いました。

第３節　計画の位置付け・対象・期間

（１）福祉計画の位置付け

○ 荒川区障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に規定する市町村障害福祉計画に相当する計画です。荒川区障がい児福祉計画は、児童福祉法33条の20に規定する市町村障害児福祉計画に相当する計画です。

○ このたび、「荒川区障がい者プラン」「荒川区障がい福祉計画」「荒川区障がい児福祉計画」の三計画のうち、「荒川区障がい福祉計画」「荒川区障がい児福祉計画」が令和8年度をもって前期計画期間を終えるため、新たな「荒川区障がい福祉計画」「荒川区障がい児福祉計画」として、令和9（2027）年度以降の後期計画を策定します。

【法的な位置付け】

計画名		計画期間	法的な位置付け	内容
荒川区障がい者総合プラン	荒川区障がい者プラン	６年間	障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」	障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的考えと今後の方向性を定める計画
	荒川区障がい福祉計画	３年間	障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」	障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や必要な見込量などを定める計画
	荒川区障がい児福祉計画	３年間	児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」	障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や必要な見込量などを定める計画

（２）計画の対象

○ 障害者基本法及び障害者総合支援法の定義に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病、高次脳機能障がい、その他心身の機能の障がいにより、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある方（18歳未満の子どもを含む。）、並びに児童福祉法に基づく障害児入所・通所支援等を利用している子ども、並びに医療的ケア児支援法の定義に基づき、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である方（18歳以上の方を含む。）等を対象とします。

（３）計画の期間

○ 第8期荒川区障がい者福祉計画及び第4期荒川区障がい児福祉計画の計画期間は、令和9（2027）年度を初年度とする令和11（2029）年度までの3年間です。

【計画期間】

年度	障がい者プラン	障がい福祉計画	障がい児福祉計画	障がい者福祉制度の変遷
平成12年度	第1期荒川区障害者プラン			
13年度				
14年度				
15年度				支援費制度の開始
16年度				
17年度				
18年度	荒川区障がい者プラン（第2期荒川区障がい者プラン）（第1期荒川区障がい福祉計画）			「障害者自立支援法」施行
19年度				
20年度				
21年度		第2期荒川区障がい福祉計画		
22年度				
23年度				「障害者基本法」改正
24年度	荒川区障がい者プラン（第3期荒川区障がい者プラン）（第3期荒川区障がい福祉計画）			「障害者自立支援法」「児童福祉法」（一部改正）の施行 「障害者虐待防止法」施行
25年度				「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ改正・施行 「障害者優先調達法」施行
26年度				
27年度		第4期荒川区障がい福祉計画		
28年度				「障害者差別解消法」施行
29年度				
30年度	荒川区障がい者総合プラン（第4期荒川区障がい者プラン）（第5期荒川区障がい福祉計画）（第1期荒川区障がい児福祉計画）			「障害者総合支援法」「児童福祉法」（一部改正）の施行
令和元年度				
2年度				
3年度		第6期荒川区障がい福祉計画 第2期荒川区障がい児福祉計画		「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行
4年度				障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法
5年度				
6年度	荒川区障がい者総合プラン（第5期荒川区障がい者プラン）（第7期荒川区障がい福祉計画）（第3期荒川区障がい児福祉計画）			「障害者総合支援法」「児童福祉法」（一部改正）の施行
7年度				
8年度				
9年度		第8期荒川区障がい福祉計画 第4期荒川区障がい児福祉計画		
10年度				
11年度				

第４節　計画の推進に向けて

（１）区民・地域関係団体等との連携

○　本計画を着実に推進していくため、行政だけでなく地域の関係機関から構成される「自立支援協議会」と連携し、本計画の施策等における進捗状況等を定期的に報告するとともに、その進捗状況の管理を行い、地域の関係機関との情報や連携の強化を図っていきます。また、医療的ケア児等支援協議会も活用し、区の医療的ケア児等支援事業の進捗や課題の抽出並びに解決に向けた検討を行うなど、医療的ケア児等に関わる関係機関との連携を図っていきます。

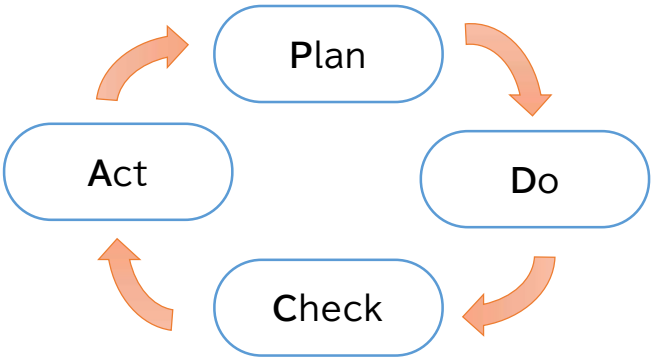
○　また、本計画に掲げる施策は、保健、福祉を始め、保育・教育、まちづくり、防災など、様々な分野にわたっています。本計画を推進していくため、区の関係部署間で十分な連携を図り、計画的に事業の実施に取り組んでいきます。

（２）国及び東京都との連携

○　多くの障害福祉施策は、障害者総合支援法等を始め、国や東京都の制度を活用して実施しています。障害福祉施策の充実を図るため、国や東京都と連携をしつつ、制度における課題や区単独で解決できない広域的な課題等については、国や東京都に必要な働きかけを行っていきます。

（３）ＰＤＣＡサイクル

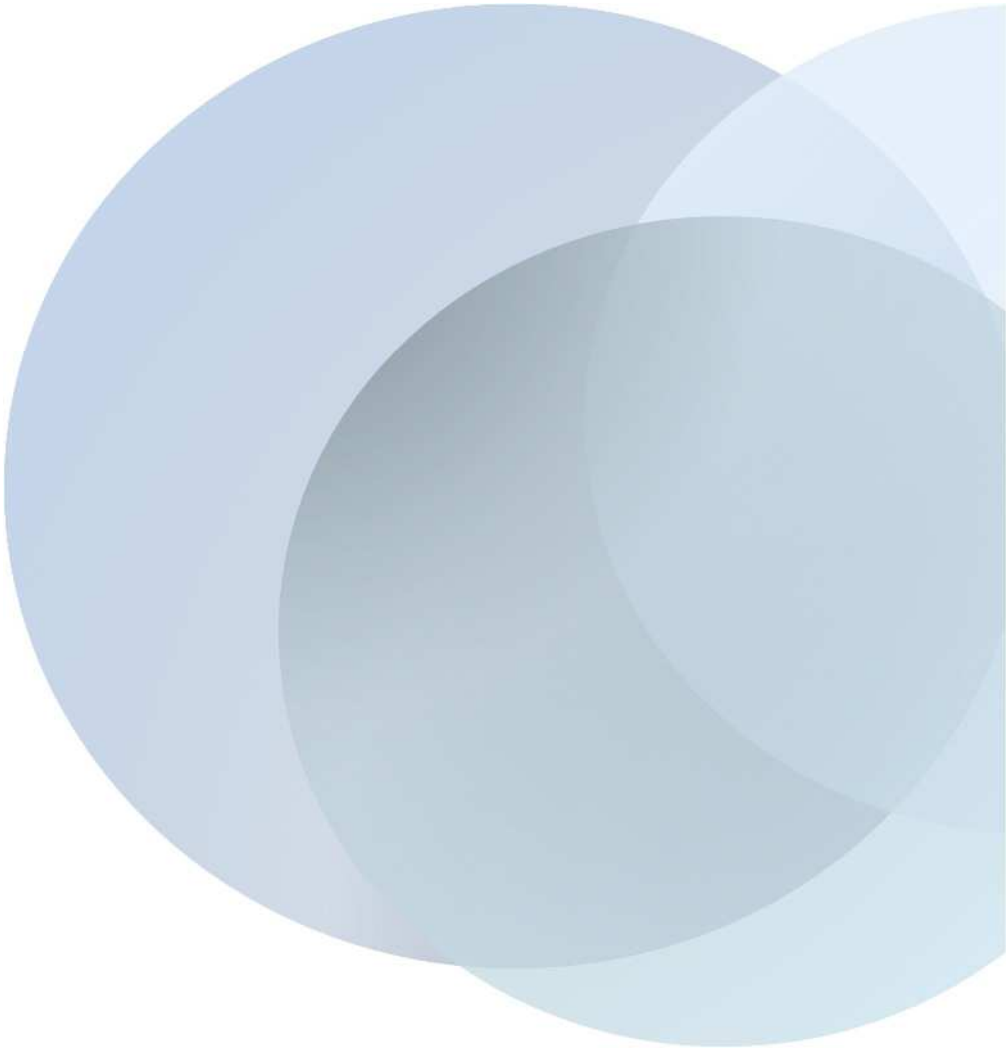
○　本計画に掲げる施策、成果目標や活動指標などの目標の達成に向け、上記に記載した自立支援協議会などの関係機関と連携し、進捗状況を管理するとともに、実施状況の点検、評価を行い、課題等がある場合は随時対応を行っていきます。



Ｐｌａｎ	プランの策定
Ｄｏ	プランの実行
Ｃｈｅｃｋ	プランの点検・評価
Ａｃｔ	プランの改善

第　２　章

障がい者・障がい児等を取り巻く状況



第２章　障がい者・障がい児等を取り巻く状況

第１節　障がい福祉に関する制度・施策の変遷

第１期荒川区障害者プラン（平成１８（２００６）年３月）以前

項目	内容
昭和56(1981)年～ 平成14(2002)年 障害者福祉の拡充	区では、昭和56(1981)年の「国際障害者年」を契機に、障害者福祉の拡充に努めてきました。昭和57(1982)年「国際障害者年荒川区行動計画」、平成5年「荒川区地域福祉計画」、平成6(1994)年「荒川区保健福祉医療計画」、平成12(2000)年「荒川区障害者プラン」と、区政の幅広い分野において、各種の障害者施策を計画化し、その実現に取り組んできました。 また、平成12(2000)年以降は、区の実情に合わせ、平成12(2000)年の介護保険制度導入に伴う障害者施策の見直し、平成14(2002)年の　尾久生活実習所分場の開設、知的障がい者ガイドヘルパー派遣　事業の新設等を行ってきました。
平成15(2003)年 支援費制度の導入	行政がサービス内容を決定する措置制度であった障害者施策に支援費制度が導入され、利用者とサービス提供事業所との契約によってサービスが提供される形式に変わりました。また同年12月には障害者就労支援センターじょぶ・あらかわ(以下「じょぶ・あらかわ」という。)で就労相談を開始しました。

第２期荒川区障がい者プランの計画期間
（平成１８（２００６）年度～平成２３（２０１１）年度）

項目	内容
平成18(2006)年 4月 障害者自立支援法の施行	障がいの種別(身体、知的、精神)ごとに異なる法律に基づき提供されてきた障害福祉サービスや公費負担医療等について障害者基本法の基本的理念にのっとり、共通の制度の下で一元的に提供するため、障害者自立支援法が施行されました。 あわせて、支援費制度には財源や支給決定の基準に課題があったことから、公平なサービス利用・負担となるよう、サービス費用は、所得や利用したサービス量に応じて利用者が定率で負担することになりました。 利用者負担が増加するため、区では障害者自立支援法による在宅サービス利用者の利用者負担を、国基準の10%から3%に軽減する緩和策を全国に先駆けて実施しました。 さらに、同年10月からは、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の実施に伴う利用者負担軽減策も導入しました。

項目	内容
平成21(2009)年 4月 福祉作業所の工賃向上の支援	区内の福祉作業所と関係機関をつなぐネットワークを構築し自主製品販売先や受注拡大のためのコーディネートを行っており、利用者が福祉作業所から受け取る工賃の引上げに結び付けました。そのほかにも、コンサルタント事業者による商品の改善や工賃アップを目指した研修を開始しました。
平成21(2009)年 10月 重症心身障害児者留守番看護師派遣事業	重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がい児者(以下「重症心身障がい児者」という。)を在宅で介護する家族の負担軽減を図るため、家族に代わって医療行為ができる看護師の自宅への派遣を開始しました。
平成22(2010)年 4月 自殺予防対策事業	自殺の現状を区民と関係職員等に広く周知し、自殺に追い込まれる可能性のある方に接した際に、必要な機関へつなぎ、自殺を予防するための取組を開始しました。 また、同年から、区職員、区民団体を対象としたゲートキーパー研修を実施し、翌平成23(2011)年からは、こころの健康相談窓口として専用電話を設置しました。
平成22(2010)年 4月 就学後の発達障害相談事業(心理士)	荒川区立心身障害者福祉センター(以下「荒川たんぽぽセンター」という。)における療育に引き続き、就学後においても切れ目なく発達や機能上の問題についての相談に応じ、心理学的評価を交えながら適切な助言を行う体制を確保しました。
平成22(2010)年 6月 コミュニケーション支援の拡充	聴覚障がい者への手話通訳等によるコミュニケーション支援事業を拡充するとともに、視覚障がい者を支援する対面音訳者派遣事業を開始しました。
平成22(2010)年 10月 盲ろう者支援	視覚と聴覚の障がいが重複している盲ろう者を支援するため区内の盲ろう者に対し訪問調査を実施しました。 また、盲ろう者への理解を深めるための交流会、障害福祉サービス事業所等向けの研修会などを開始しました。
平成23(2011)年 1月 就労支援施設の開設	福祉作業所の事業拡大等を支援するため、町屋三丁目障がい者就労支援施設(スタートまちや)を整備し、まごころ作業所と町屋あさがお作業所が同施設で活動を開始しました。また、同施設において、事務補助等の就労訓練を開始しました。
平成23(2011)年 8月 高次脳機能障がい者に特化した生活訓練	荒川たんぽぽセンターにおいて、高次脳機能障がい者とその家族等に対する相談支援を実施するとともに、医療機関、じょぶ・あらかわ等の関係機関との連携を図り、高次脳機能障がい者に対し、生活訓練を開始しました。また、啓発活動として、高次脳機能障がいに関するセミナーを開始しました。
平成23(2011)年 8月 スポーツ基本法の施行	スポーツに関する基本理念や、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたスポーツ基本法が施行され、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう推進することが理念として掲げられました。

第３期荒川区障がい者プランの計画期間
（平成２４（２０１２）年度～平成２９（２０１７）年度）

項目	内容
平成24(2012)年 4月 児童福祉法の一部改正	障がい児の支援体制を強化し、身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童福祉法と障害者自立支援法の2つの法律にまたがっていた障がい児の通所サービスが、児童福祉法に一元化されました。これに伴い、障害者自立支援法の児童デイサービスが廃止され、児童福祉法の下に児童発達支援・放課後等デイサービス・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援の各サービスが新たに創設されました。
平成24(2012)年 4月 地域生活支援施設の開設	町屋六丁目に地域生活支援施設スクラムあらかわ(以下「スクラムあらかわ」という。)が開設され、グループホーム・短期入所・日中一時支援等、複合的なサービスを実施することにより、障がい者が地域で生活するための環境を整えました。
平成24(2012)年 4月～ 親なき後支援事業	家族等の支援を受けて生活している障がい者が、保護者が不在となった場合でも生涯にわたり地域で生活できる環境を整えるため、親なき後支援事業を開始しました。 また、同年8月からは、地域での生活の場となるグループホームの整備を促進する事業を開始しました。
平成24(2012)年 10月 障害者虐待防止法の施行	障がい者虐待防止等に関する施策を推進し、障がい者の権利擁護に資することを目的に障害者虐待防止法が施行されました。 区では、障害者福祉課内に障がい者虐待防止センターを設置し、速やかに対応できる体制を整備しました。また、パンフレットの作成や講演会の実施等の普及啓発を開始しました。
平成25(2013)年 4月 障害者総合支援法の施行	地域社会における共生や社会参加の機会確保等について総合的かつ計画的に支援が行われることを理念とする障害者総合支援法が施行されました。 これによって、難病患者への対象拡大、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホーム一元化、障害支援区分の創設等が実施されました。
平成25(2013)年 4月 障害者優先調達推進法の施行	障がい者の作業所等の受注の機会を確保するために、作業所等が供給する物品等に対する調達の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障がい者等の自立を促進するため、障害者優先調達推進法が施行されました。

項目	内容
平成26(2014)年 3月 福祉避難所の指定	災害によって住居等が損壊、あるいは火災等のため使用できなくなった障がい者のうち、配慮が必要な方を対象に、一次・二次避難所とは別に災害発生時に開設する福祉避難所を指定しました。 なお、地震等の大規模災害や火災等の緊急時において、障がい者の安否確認や避難誘導、救命活動を迅速に行えるよう平成21(2009)年3月にあらかわ安心カードを、平成24(2012)年8月に コミュニケーション支援ボードを、平成25(2013)年6月に要援護者(避難行動要支援者)名簿を整備しています。
平成26(2014)年 6月 アルコール健康障害対策基本法の施行	アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、アルコール健康障害対策基本法が施行されました。
平成27(2015)年 1月 難病法の施行	難病患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)の施行により、難病患者に対する医療費助成に関して法定化により公平かつ安定的な制度とすることなどが定められ、医療費助成対象疾病が拡大されました。
平成27(2015)年 12月 個人別ライフプランの相談員の配置	障がい者のライフステージごとに将来をシミュレートすることで、これからの生活と、それに合わせた福祉サービスを組み立てる「個人別ライフプラン」を作成するための相談員を配置しました。
平成28(2016)年 2月 精神障がい者相談支援事業所の開設	年々増加傾向にある精神障がい者の相談に対応し、社会生活を支援していくため、新たな精神障がい者相談支援事業所コンパス(以下「コンパス」という。)を開設しました。
平成28(2016)年 4月 障害者差別解消法の施行	障がい者及びその家族等からの差別解消のための相談窓口を設置しました。あわせて、コールセンターを設置し、夜間・休日についても速やかに対応できる体制を整備しました。また、職員対応要領の作成及び研修や講演会を実施するなどの普及啓発事業を開始しました。
平成28(2016)年 4月 荒川区スポーツ推進プランの策定	荒川区スポーツ推進プランを策定し、障がい者スポーツフェスティバルの開催や障がい者スポーツサポーターの育成など障がい者スポーツの推進を重点プロジェクトに位置付けました。

第４期荒川区障がい者プランの計画期間
（平成３０（２０１８）年度～令和５（２０２３）年度

項目	内容
平成30(2018)年 4月 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	障害者総合支援法の一部改正により、「自立生活援助」「就労定着支援」の創設、重度訪問介護の訪問先拡大、補装具費の支給範囲拡大（貸与の追加）が実施されるとともに、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われました。 また、児童福祉法の一部改正により、「居宅訪問型児童発達支援」の創設、保育所等訪問支援の支援対象拡大が実施されるとともに、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、都道府県及び区市町村に障害児福祉計画の策定が義務づけられました。あわせて、障がい者の重度化・高齢化への対応、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）等への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応するため、障害福祉サービス等報酬改定が行われました。
平成30(2018)年 4月 遠隔手話通訳等サービス及び電話代行サービスの開始	遠隔手話・筆談・音声認識機能を備えた専用のタブレット端末による窓口でのコミュニケーションの支援やテレビ電話機能を使い、通訳コールセンターと通して電話をかけることができる電話代行サービスを開始しました。
平成30(2018)年 6月 障害者文化芸術推進法の施行	障がい者が文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備やそのための支援を促進することを目的に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下「障害者文化芸術推進法」という。）が施行されました。 区では、障がい者の制作した芸術作品を区内施設・交流都市で展示するほか、作品やデザインを商品化することで、障がい者の就労機会の拡大や生活の質の向上にもつなげてきました。
平成30(2018)年 7月 荒川区手話言語条例の施行	手話は言語であるとの認識の下に、手話に関する施策を推進し、すべての区民が相互に尊重し、心豊かな生活を営むことができる地域社会の実現を目指し、荒川区手話言語条例を平成30(2012)年7月17日に施行しました。
平成30(2018)年 10月 ギャンブル等依存症対策基本法の施行	ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技パチンコ屋に係る遊技その他の射幸行為）依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、健全な生活の確保を図るとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的にギャンブル等依存症対策基本法が施行されました。

項目	内容
平成30(2018)年 12月 グループホーム ひぐらしの開設	平成28(2016)年度末で廃止したピアホーム西日暮里の後継としてグループホームひぐらしを開設しました。グループホームひぐらしでは、保護者による介護が困難になった場合に、保護者に代わり、一時的に心身障がい者(児)の介護を行う緊急一時保護を開始しました。
平成30(2018)年 12月 医療費助成の拡大	B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者が最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業が開始され、あわせて医療費の自己負担軽減のため入院医療費を助成する制度が設けられました。 また、東京都においては、精神障害者保健福祉手帳1級の方は平成31(2019)年1月から心身障害者医療費助成制度(マル障)の対象となりました。
令和元(2019)年 6月 読書バリアフリー法 の施行	障がいの有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的に、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下「読書バリアフリー法」という。)が施行されました。
令和元(2019)年 10月 就学前障がい児における発達支援の無償化等	消費税10%への引上げに伴う保育・幼児教育無償化に合わせ就学前障がい児(満3歳になって初めての4月1日から3年間)における発達支援についても自己負担額が無償化されました。そのほか、障害福祉サービス等報酬改定や障害福祉人材の処遇改善が実施されました。
令和元(2019)年 11月 荒川区自殺対策計画 の策定	平成28(2016)年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて「荒川区自殺対策計画」を策定しました。
令和2(2020)年 4月 子ども家庭総合センターの開設	23区における児童相談所設置の先行3区(荒川・世田谷・江戸川)として、荒川区子ども家庭総合センター(以下「子ども家庭総合センター」という。)を開設しました。 同年7月には、東京都から一時保護や障害児入所施設の利用申請等の児童相談所が担う業務を引き継ぎ、開始しました。地域の関係機関との連携をより一層強化することで、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、迅速な対応への取組を開始しました。
令和2(2020)年 5月～ 新型コロナウイルス感染症対策に係る障害福祉サービス等事業所への支援	新型コロナウイルス感染症への長期的な対応も視野に入れ障害福祉サービス等事業者の負担を軽減し、地域におけるサービス提供体制を維持するため、区内の障害福祉サービス等事業者を対象に、応援対策給付金の支給、濃厚接触者等に対して各種サービスを提供する際の特別給付金の支給、マスクや消毒液など衛生資機材の支給などの支援を行いました。

項目	内容
令和2(2020)年 7月 児童相談所の設置に伴う業務の移管	児童相談所の設置に伴い、東京都から障害児通所支援事業及び障害児入所施設の指定、小児慢性特定疾病医療費助成等の業務を引き継ぎ、開始しました。
令和2(2020)年 11 月 聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行	聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化に関し、聴覚障がい者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に寄与し、公共の福祉の増進に資することを目的として、聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化に関する法律が施行され、令和3(2021)年7月1日から公共インフラとしての電話リレーサービスが開始されました。
令和2(2020)年 12 月 基幹相談支援センターの開設	相談支援の中核的な役割を担い、相談等の業務を専門的総合的に行う機関として、荒川区障害者基幹相談支援センター(以下「基幹相談支援センター」という。)を開設しました。 一般的な相談支援では対応が困難なケースに関係機関と連携して対応するなど、地域における相談支援体制のさらなる充実への取組を開始しました。
令和3(2021)年 2月 医療的ケア児等支援協議会の設置	医療的ケア児を中心に特別な支援が必要な障がい児が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が協働して支援の調整を行う協議の場を設置しました。
令和3(2021)年 9月 医療的ケア児支援法の施行	医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられ、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に寄与することを目的として、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(以下「医療的ケア児支援法」という。)が施行されました。
令和4(2022)年 4月～ 医療的ケア児等支援事業の実施	医療的ケア児等からの相談を受け付け、ケースに応じた支援へとつなげていく専門の窓口となる医療的ケア児等地域コーディネーターの設置や在宅の医療的ケア児等と暮らすきょうだい児を養育する家庭に対して家事負担軽減を図る医療的ケア児等家庭家事サポート事業を開始しました。
令和4(2022)年 5月 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行	障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が施行されました。
令和4(2022)年 6月～ 新型コロナウイルス感染症拡大防止時における原油価格・物価高騰対策	新型コロナウイルス感染症拡大防止時における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響に伴い、障害福祉サービス事業所等への補助金・給付金の支給を始め、福祉タクシー券事業、自動車燃料費助成事業などの施策の充実を行いました。

項目	内容
令和4(2022)年 8月 障がい福祉倶楽部の稼働	区内の障害福祉サービス等事業所、関係機関や団体等の関係者が、地域における課題や資源、情報等を共有し、さらに協働が図れるよう障害福祉サービス資源・情報共有システム(以下「障がい福祉倶楽部」という。)を構築し、稼働を開始しました。
令和4(2022)年 9月 東京都医療的ケア児支援センターの開設	医療的ケア児やその家族が医療的ケア児の心身の状況に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とし、医療的ケア児支援法に基づき、東京都医療的ケア児支援センターが開設されました。
令和5(2023)年 4月 子ども基本法の施行	こども施策に関する基本理念や、国・地方公共団体・事業主等の責務等を定め、こども施策を総合的に推進することを目的とし、こども基本法が施行されました。
令和5(2023)年 4月 荒川たんぽぽセンターの機能強化	18歳までの障がい児やその保護者を対象とした障害福祉に関するあらゆる相談に応じる相談窓口の開設やペアレントメンター事業の対象者の拡大、地域支援の強化として保育所等訪問支援・障害児計画相談事業を開始しました。
令和5(2023)年 4月 障がい者グループホーム等施設整備事業の拡充	重度障がい者の居住の場の確保を促進するために、重度障がい者を受け入れるグループホームへの施設整備費補助の充実を図りました。また、併せて重度障がい者の日中活動の場の確保を促進するために、新たに生活介護施設の施設整備費補助を開始しました。

第５期荒川区障がい者プランの計画期間（令和６（２０２４）年度以降）

項目	内容
令和6(2024)年 4月 改正障害者総合支援法の施行	障がい者等の地域生活の支援体制の充実、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援、精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者及び小児慢性特定疾患児童等に対する療養生活支援の強化などを盛り込んだ改正障害者総合支援法が施行されました。その中で障害福祉サービス等報酬改定があり、福祉・介護職員等の処遇改善や加算の拡充がされ、さらなる賃上げや業務効率化を後押しする仕組みに再編され、事業者へは就労移行支援体制加算の見直しがされました。
令和6(2024)年 4月 改正障害者雇用促進法の施行	障害特性により長時間の勤務が困難な障がい者の方の雇用機会の拡大を図る観点から、特に短い時間で働く、重度身体障がい者・重度知的障がい者、精神障がい者の算定特例などを実施する改正障害者雇用促進法が施行されました(一部は令和5(2023)年4月施行)。
令和6(2024)年 4月 改正精神保健福祉法の施行	精神障がい者の権利擁護の明確化と地域生活の支援の強化等により精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制を整備する改正精神保健福祉法が施行されました(一部は令和5(2023)年4月施行)。

項目	内容
令和6(2024)年 4月 改正児童福祉法の 施行	児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中心的な役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障がい児支援できるよう児童発達支援の類型の一元化を行うことを盛り込んだ改正児童福祉法が施行されました。その中で放課後等デイサービス・児童発達支援の改正があり、支援の専門性向上や重症心身障がい児などの支援ニーズの高い障がい児への対応、個別支援計画の充実が大きな柱となりました。利用者の状態やニーズに応じた基本報酬の見直しや、ガイドラインの改定が実施されました。
令和6(2024)年 10月 荒川たんぽぽセンターの児童発達支援センターとしての機能を追加	荒川たんぽぽセンターのこれまでの機能に加えて、児童福祉法に基づき、1日の療育定員を拡充しました。 地域の障害児通所支援の中核的拠点として、専門的な支援の機能強化や他の障害児通所支援事業所への支援・助言・関係機関との連携体制の強化など、地域全体の療育力の強化を図るとともに子育て支援と障がい児支援が双方向から緊密に連携が行われる地域の体制づくりなどの機能強化を行いました。
令和7(2025)年 11月 「荒川区民の歌」手話歌完成掲載等の活動	荒川区聴覚障害者協会が創立45周年を記念して、荒川区民の歌の手話歌を作成し、イベントや動画等を通じて、区民へ周知しています。デフリンピック100周年記念大会開催にあたり全国巡回中のデフリンピックキャラバンカーの表敬訪問に併せ、ミニセレモニーイベントを実施し、そのイベントの様子はケーブルテレビのウィークリーニュース及び日本放送協会(NHK)のニュース番組で放送されました。
令和8(2026)年 4月 高次脳機能障害者支援法の施行	高次脳機能障害者が自立及び社会参加のため、生活支援や相談支援、リハビリテーション、就労支援などを図り、社会参加の機会が確保されることを目的に施行されました。

第２節　統計資料から見る状況

（１）人口の推移

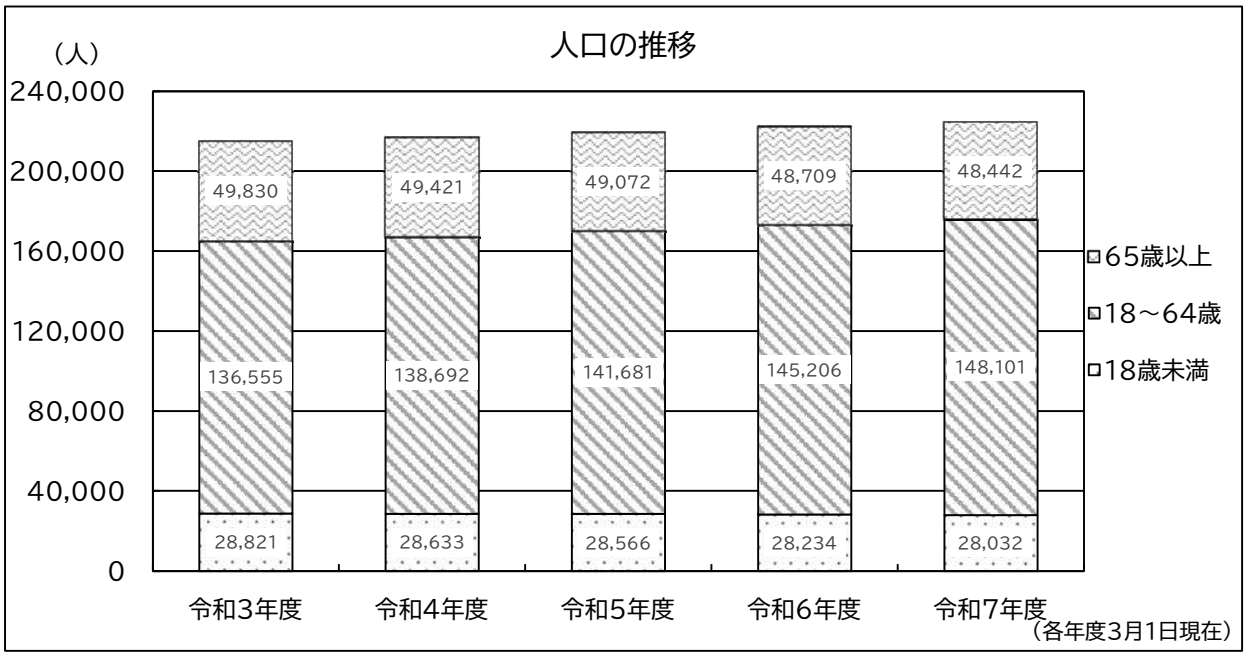
荒川区の人口は、微増傾向にあります。年齢3区分別人口で見ると、18歳未満人口と65歳以上（高齢者）人口は減少傾向にあり、18～64歳人口は増加傾向にあります。

（単位：人、％）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
18歳未満	人　口	28,821	28,633	28,566	28,234	28,032
	[構成比]	13.4	13.2	13.0	12.7	12.5
18～64歳	人　口	136,555	138,692	141,681	145,206	148,101
	[構成比]	63.5	64.0	64.6	65.4	65.9
65歳以上	人　口	49,830	49,421	49,072	48,709	48,442
	[構成比]	23.2	22.8	22.4	21.9	21.6
総人口		215,206	216,746	219,319	222,149	224,575

※住民基本台帳より作成（各年度3月1日時点）

※構成比については端数処理をしていないため、100%にならない場合があります。（以下この節において同じ。）



（２）手帳所持者

①　手帳所持者数の推移

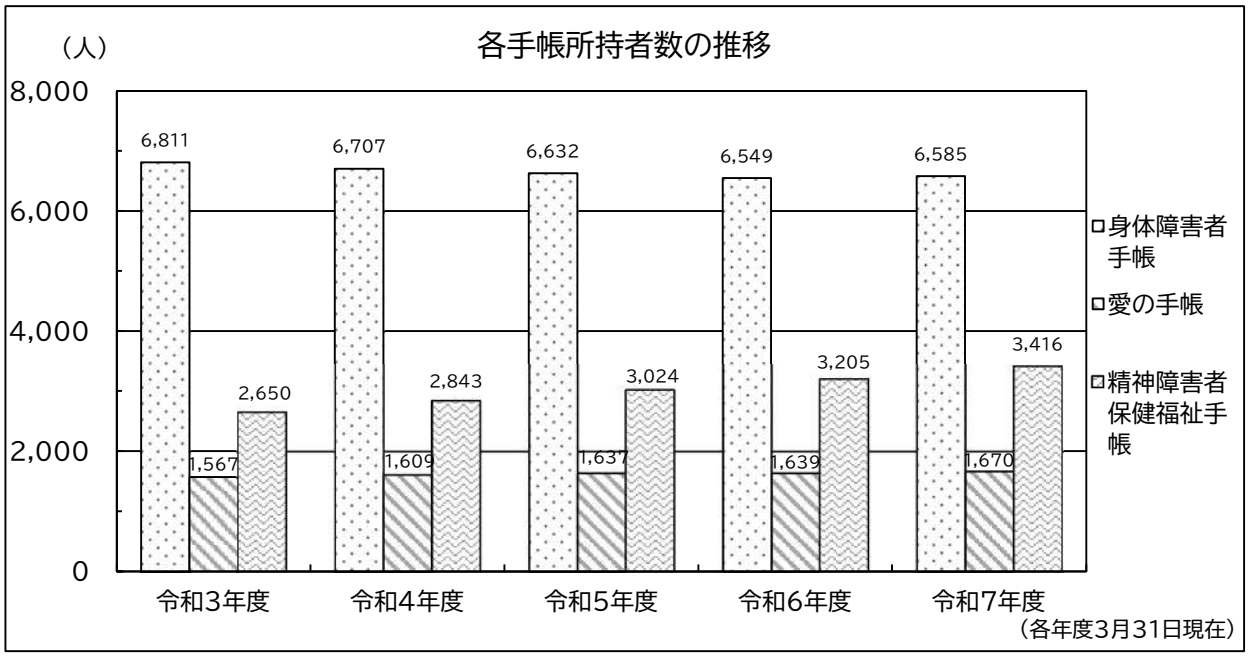
荒川区における障害者手帳所持者から見た身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の総数は次表のとおりです。令和3（2021）年度～令和7（2025）年度の4年間で、身体障害者手帳所持者は226人減で減少傾向にありますが、愛の手帳所持者は103人増、精神障害者保健福祉手帳所持者は766人増で約1.29倍と増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者の増加要因としては、発達障がい（ASD や ADHD）の認知が拡大したこと、現代のストレス社会の中で、うつ病などの統合失調症以外の患　者数が増加してきたこと、障がい者雇用の枠組み拡大などにおける就労支援を受けるために手帳を取得した人が増加したこと、手帳所持に対する周囲の理解が進んできたことなどが考えられます。

（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
身体障がい者（身体障害者手帳）	6,811	6,707	6,632	6,549	6,585
知的障がい者（愛の手帳）	1,567	1,609	1,637	1,639	1,670
精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳）	2,650	2,843	3,024	3,205	3,416
合計	11,028	11,159	11,293	11,393	11,671

※重複所持者を含む。荒川区福祉部障害者福祉課データより作成（各年度3月31日現在）



② 身体障害者手帳所持者

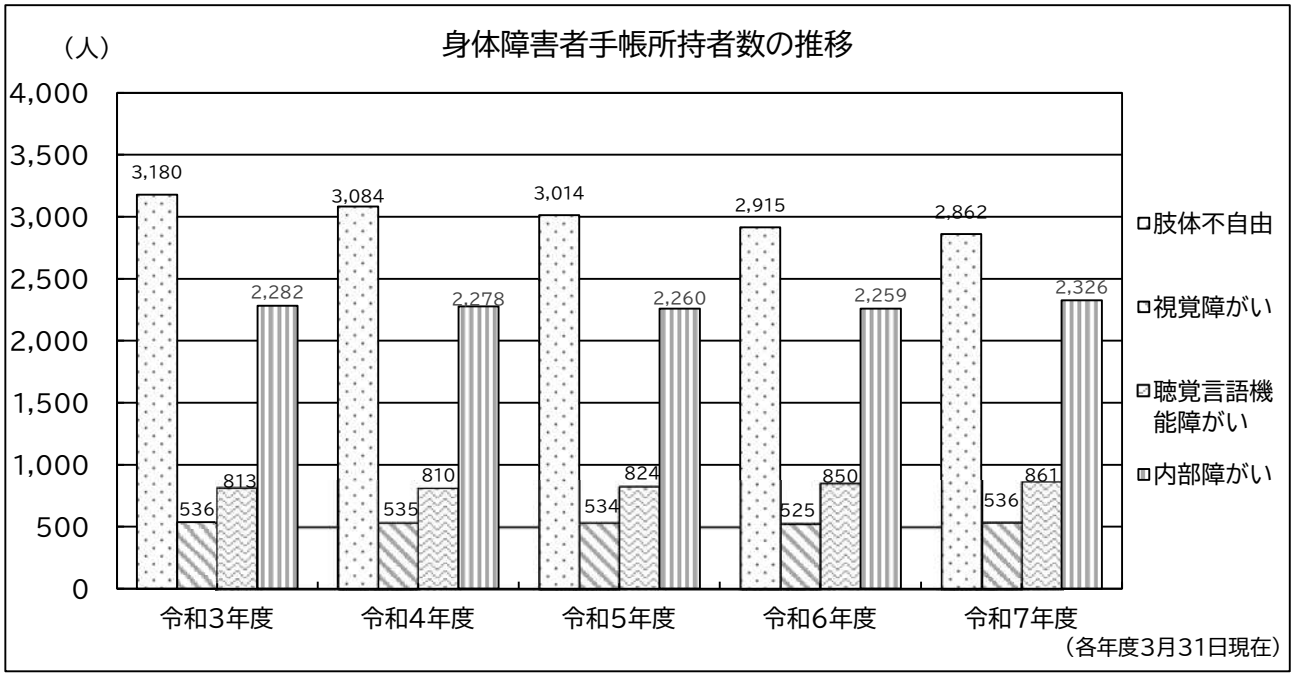
手帳を所持する人の等級別人数及び障がい別人数は、次表のとおりです。障がいの種別では、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい、聴覚・言語機能障がい、視覚障がいの順となっています。障がいの程度については、1級及び2級の重度障がい者が3,242人で全体の約5割となっています。

身体障がい者の障がい種別内訳では、いずれの年度においても肢体不自由の数が多くなっていますが、年々減少傾向にあります。増加の割合が大きいのは聴覚・言語機能障がいです。視覚障がい及び内部障がいについては横ばい傾向となっていましたが、内部障がいが令和7（2025）年度にやや増加しました。

区分	肢体不自由	視覚障がい	聴覚・言語機能障がい	内部障がい	合計	[構成比]
1級	539	176	25	1,469	2,209	33.5
	(28)	(4)	(0)	(12)	(44)	(35.2)
2級	620	188	156	69	1,033	15.7
	(18)	(2)	(10)	(3)	(33)	(26.4)
3級	557	43	140	258	998	15.2
	(15)	(1)	(7)	(3)	(26)	(20.8)
4級	696	45	305	530	1,576	23.9
	(7)	(0)	(1)	(2)	(10)	(8.0)
5級	297	62	1		360	5.5
	(6)	(0)	(0)		(6)	(4.8)
6級	153	22	234		409	6.2
	(1)	(0)	(5)		(6)	(4. 8.)
合計	2,862	536	861	2,326	6,585	100.0
	(75)	(7)	(23)	(20)	(125)	
[構成比]	43.5	8.1	13.1	35.3	100.0	

※()内は、18歳未満の者の内数

※荒川区福祉部障害者福祉課データより作成(令和8(2026)年3月31日現在)



③ 愛の手帳所持者

愛の手帳を所持する知的障がい者の内訳は、次表のとおりです。1度及び2度の重度障がい者が393人で全体の23.5%となっています。

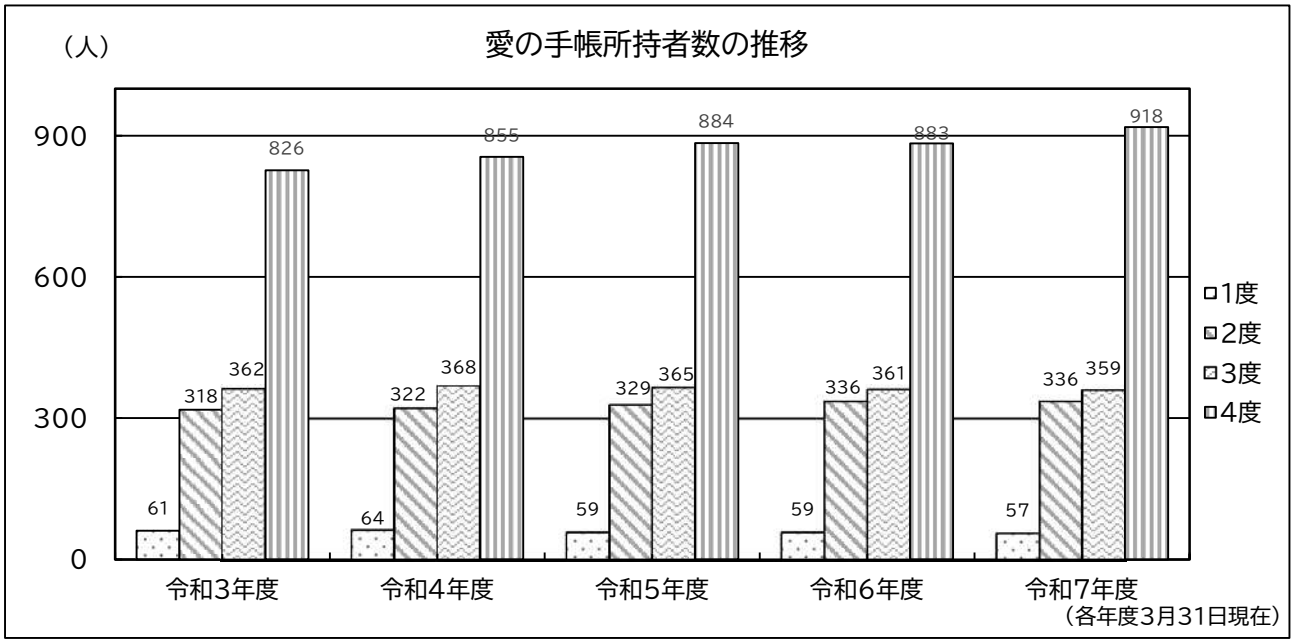
障がい程度において、令和3(2021)年度と令和7(2025)年度を比較すると、4度は826人から918人へ増加し、約1.1倍となっています。そのほか、1度、2度、3度はついては横ばい傾向となっています。

(単位:人、%)

程度	1度	2度	3度	4度	合計
人数	57	336	359	918	1,670
	(14)	(91)	(92)	(201)	(398)
[構成比]	3.4	20.1	21.5	55.0	100.0
	(3.5)	(22.9)	(23.1)	(50.5)	(100.0)

※()内は、18 歳未満の者の内数

※荒川区福祉部障害者福祉課データより作成(令和8(2026)年3月31日現在)



④ 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳を所持する人は、3,416人となっており、内訳は、次表のとおりです。

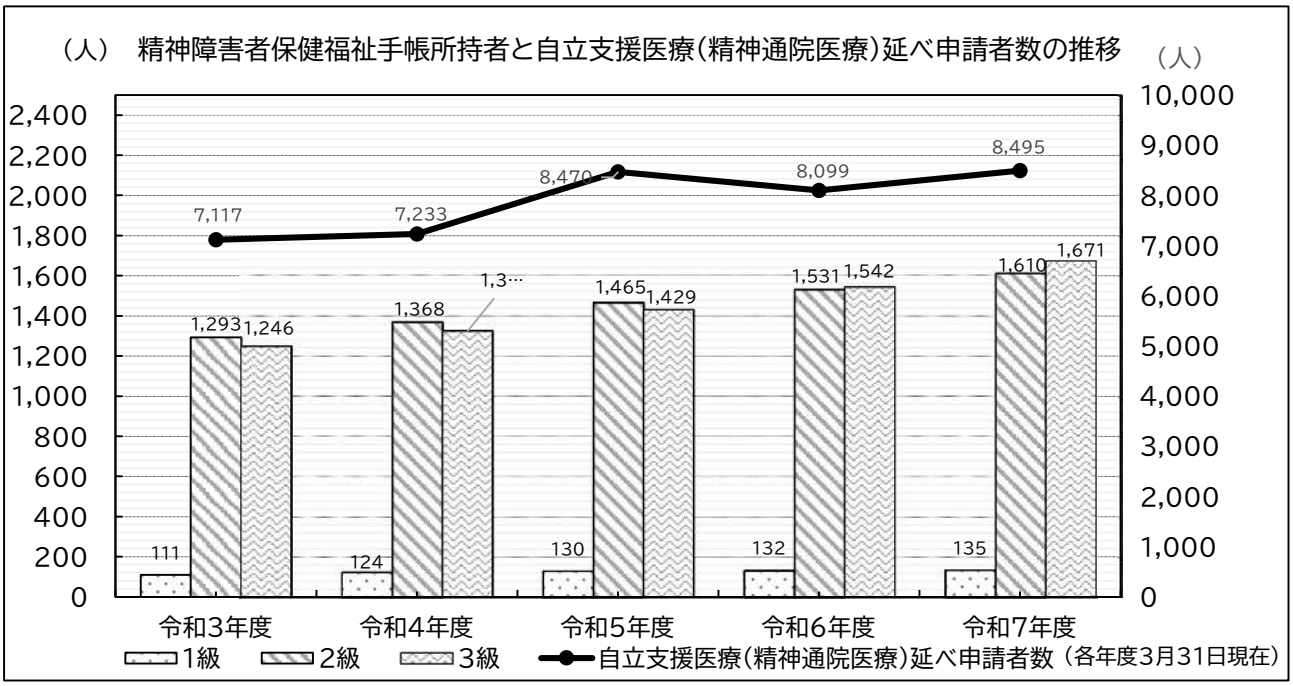
障がい程度において、令和3(2021)年度と令和7(2025)年度を比較すると、1級から3級まで年々増加傾向にあり、1級は111人から135人、2級は1,293人から1,610人3級は1,246人から1,671人へ増加し、全体として1.29倍程度増加となっています。

自立支援医療(精神通院医療)延べ申請者数の推移は、令和3(2021)年度と令和7(2025)年度を比較すると、7,117人から8,495人へ増加し、約1.2倍となっています。

（単位：人、％）

程度	1級	2級	3級	合計
人数	135	1,610	1,671	3,416
［構成比］	4.0	47.1	48.9	100.0

※荒川区福祉部障害者福祉課データより作成（令和8（2026）年3月31日現在）



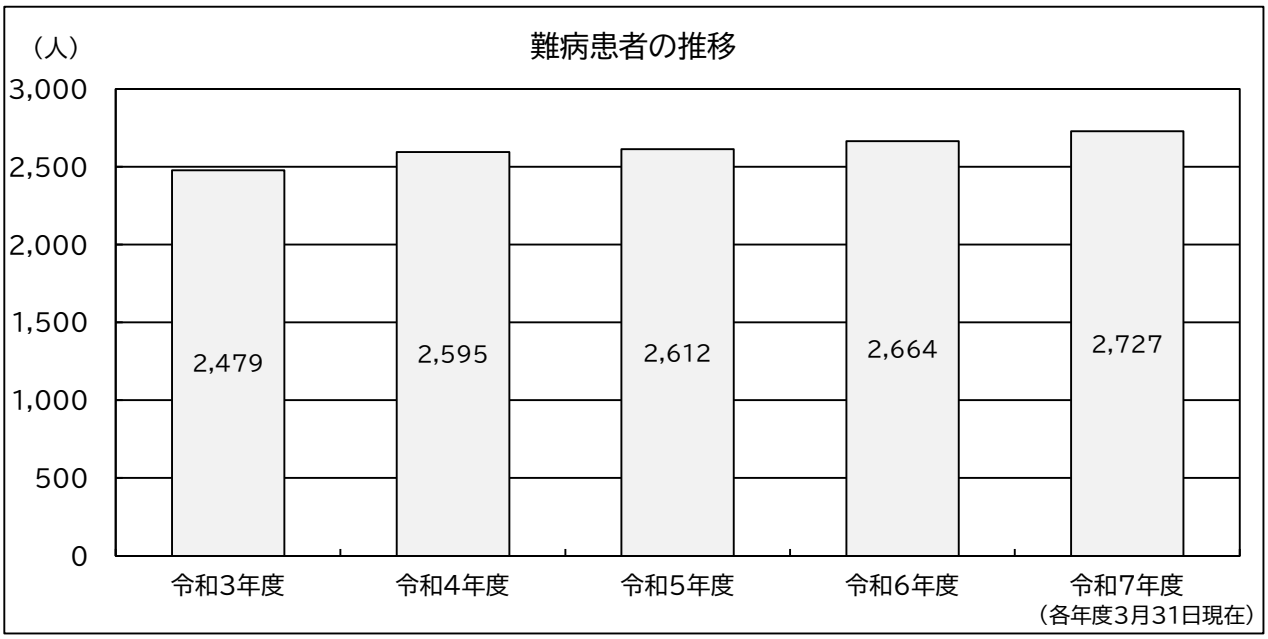
（3）難病患者

難病患者の内訳は、次表のとおりです。難病法に基づく国の指定難病は、平成27（2015）年1月の施行以降見直され、同年7月には対象となる疾病が101疾病から306疾病となり、その後、平成29（2017）年4月から330疾病、平成30（2018）年4月から331疾病、令和元（2019）年7月から333疾病、令和3（2021）年11月からは現在の348疾病に拡大されました。対象疾病の拡大等により、令和3（2021）年度と令和7（2025）年度を比較すると、2,479人から2,727人へ増加し、約1.1倍となっています。

（単位：人）

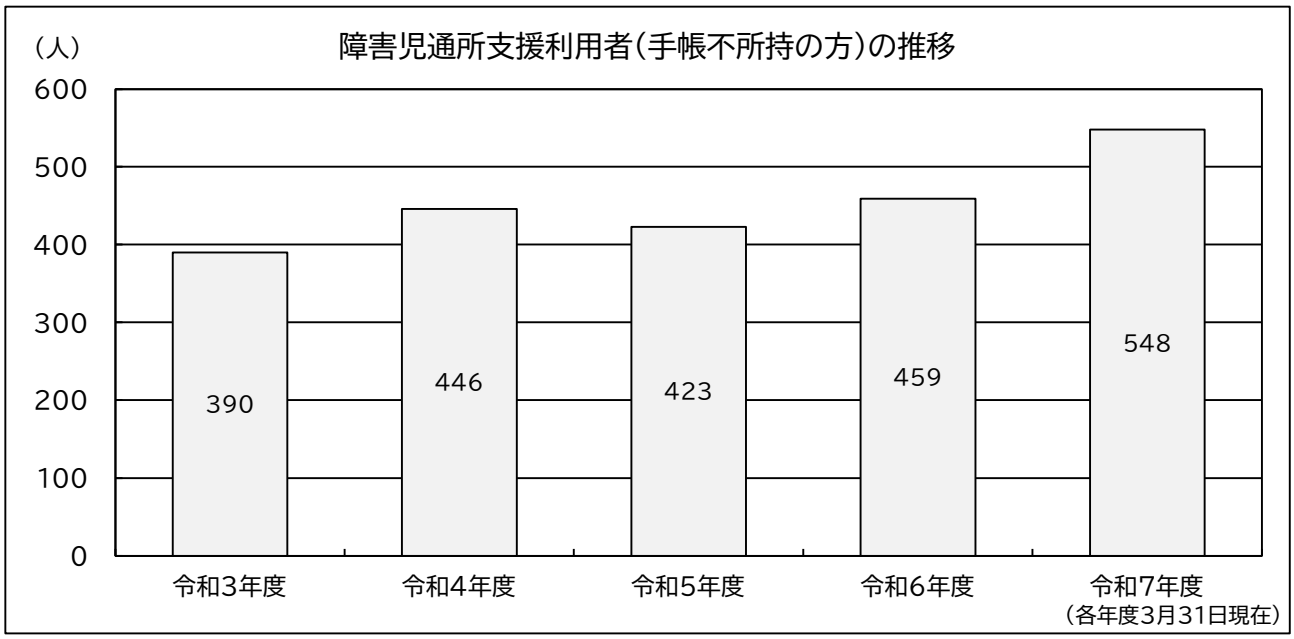
国指定（348疾病）	東京都指定（8疾病）	その他の難病※	合計
2,134	13	580	2,727

※「その他の難病」は、特殊疾患治療研究事業や特殊医療費助成対象疾病等
荒川区福祉部障害者福祉課データより作成（令和8（2026）年3月31日現在）



（４）障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）

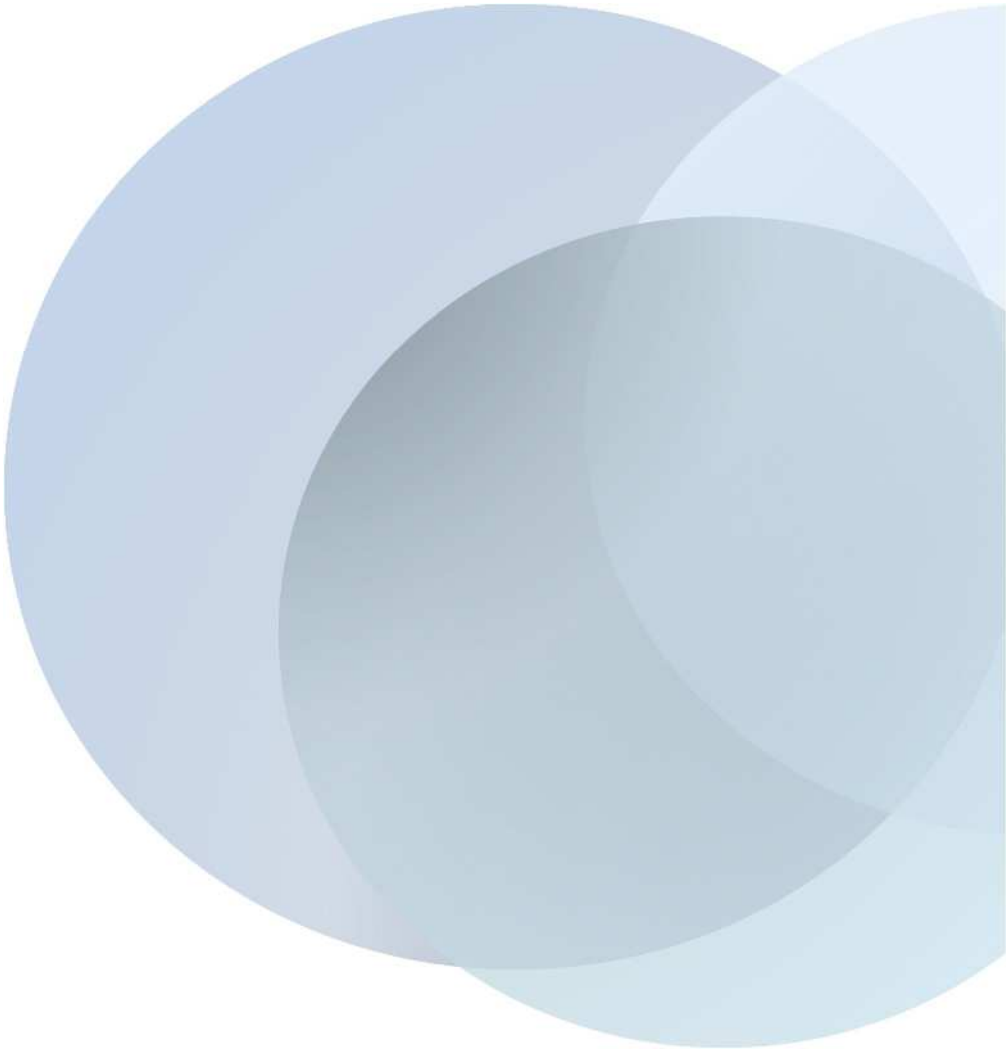
障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）の推移は次表のとおりです。令和3（2021）年度と令和7（2025）年度を比較すると、390人から548人へ増加し、約1.4倍となっており、利用者は年々増加しています。



※荒川区福祉部障害者福祉課データより作成（令和8（2026）年3月31日現在）

第　３　章

福祉計画の基本的な考え方



第３章　福祉計画の基本的な考え方

第１節　国が示す基本指針

○ 国は、都道府県及び区市町村が障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるに当たっての基本的な指針として「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29（2017）年厚生労働省告示第116号。以下「基本指針」という。）」を定めています。この基本指針は、直近の障がい保健福祉施策の動向等を踏まえ、必要な見直しが行われ、直近では令和8（2026）年3月に改正されました。主な改正内容は、次のとおりです。

【基本指針における主な見直し内容】

項目	主な改正内容
入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	・様々なデータを活用した地域移行者数の把握 ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載 ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	・システムの理念の明確化と実現に向けた、区市町村における相談及び援助の体制整備
福祉施設から一般就労への移行	・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進 ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設
障がい児支援の提供体制の整備等	・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
地域における相談支援体制の充実・強化	・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進 ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上	・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
障害福祉サービスの質の確保	・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載 ・障がい児支援における人材育成の重要性を記載
きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備	・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載

第２節　区の基本方針

荒川区障がい者総合プランにおける事業の充実

○　令和6（2024）年3月に策定した「荒川区障がい者総合プラン」に、今回の「第8期荒川区障がい福祉計画及び第4期荒川区障がい児福祉計画」が含まれることから、基本理念、基本目標、基本方針は総合プランを引き継ぐとともに、国が新たに示した基本的な指針を取り入れながら、各施策の下で事業を実施します。

荒川区障がい者総合プランの基本方針

1　障がい者の相談・支援体制の充実
2　バリアフリーの推進
3　障がい者の住まい・日常生活に対する支援
4　障がいのある子どもの健全育成
5　障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生

○　国が示す基本指針における「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項」の改正内容については、荒川区障がい者総合プランに基づき展開する施策の下で実施する事業に反映します。

○　区では、令和6（2024）年10月に荒川たんぽぽセンターの児童発達支援センターとしての機能の追加を行い、地域の障がい児通所支援の中核的拠点として、専門的な支援の機能強化や他の障害児通所支援事業所への支援・助言・関係機関との連携体制の強化を行い、障がい児の地域社会への参加・包容の推進を進めています。

○　一方で、社会情勢の不安定な環境で、障がい者の地域生活移行の受け入れ先が足りていないことや、障がい者の重度化、障がい者家族の高齢化、物価高騰などによる生活全般の影響などもあり、より障がい者を含む要配慮者への新たな対応も求められています。これら近年の支援体制や情勢等の変化も考慮して、施策事業の充実を図ります。

第３節 施策の体系・成果目標及び活動指標

○ 令和6(2024)年3月に策定した荒川区障がい者総合プランにおける施策体系を継承しつつ、国の基本指針の改正内容などを踏まえ、区の障害者福祉事業の充実を図ります。

○ 施策体系図は、下表のとおりであり、第4章では各基本方針について抜粋した区の事業を取り上げます。

【施策体系図】

基本理念	基本目標	基本方針	施策名(第5期荒川区障がい者プラン)	
誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち　あらかわ ～生涯住み続けられる地域社会の実現～	**基本目標1** 誰もが安心して共に暮らせる基盤づくりの推進	**〈基本方針1〉** 障がい者の相談・支援体制の充実	1－(1) 総合的な相談支援体制の充実	1－(2) 計画相談支援・障害児相談支援
			1－(3) 福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進	1－(4) 虐待防止対策の推進
			1－(5) 成年後見制度の利用支援等	1－(6) 自立支援協議会の運営
			1－(7) 自殺予防の推進	1－(8) 震災時等への備え
		〈基本方針2〉 バリアフリーの推進	2－(1) 意思疎通支援の充実	2－(2) バリアフリーの環境整備
			2－(3) 障がい者差別の解消	
	基本目標2 健やかな暮らしと成長を支える福祉・医療サービスの充実	**〈基本方針3〉** 障がい者の住まい・日常生活に対する支援	3－(1) グループホーム等の居住支援の推進	3－(2) グループホームの運営支援
			3－(3) 医療費の助成、健康管理の支援	3－(4) こころの健康管理支援の体制整備
			3－(5) 荒川ばん座位体操の実施	3－(6) 在宅系サービス等の提供
			3－(7) 本人、保護者への経済的支援	3－(8) 利用者負担軽減
		〈基本方針4〉 障がいのある子どもの健全育成	4－(1) 障がい児支援の充実	4－(2) 障がい児の保育・教育
			4－(3) 学齢期の子どもへの支援の充実	4－(4) 医療的ケア児等の支援
	基本目標3 地域で自分らしく輝くための環境づくりの促進	**〈基本方針5〉** 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生	5－(1) 生活介護・自立訓練・生活訓練等	5－(2) 機能訓練
			5－(3) 施設入所支援・障害児入所支援	5－(4) 就労支援の強化
			5－(5) 福祉的就労の支援	5－(6) 同行援護・行動援護・移動支援
			5－(7) 交通機関等の利用支援、車の運転に係る支援	5－(8) パラスポーツの推進
			5－(9) 文化芸術活動の促進	5－(10) 地域活動支援センターの運営
			5－(11) 障害者福祉会館の運営	

※網掛け部分の施策は、荒川区障がい者総合プラン策定時(令和6(2024)年3月)に特に優先度の高い施策として位置付けたものです。

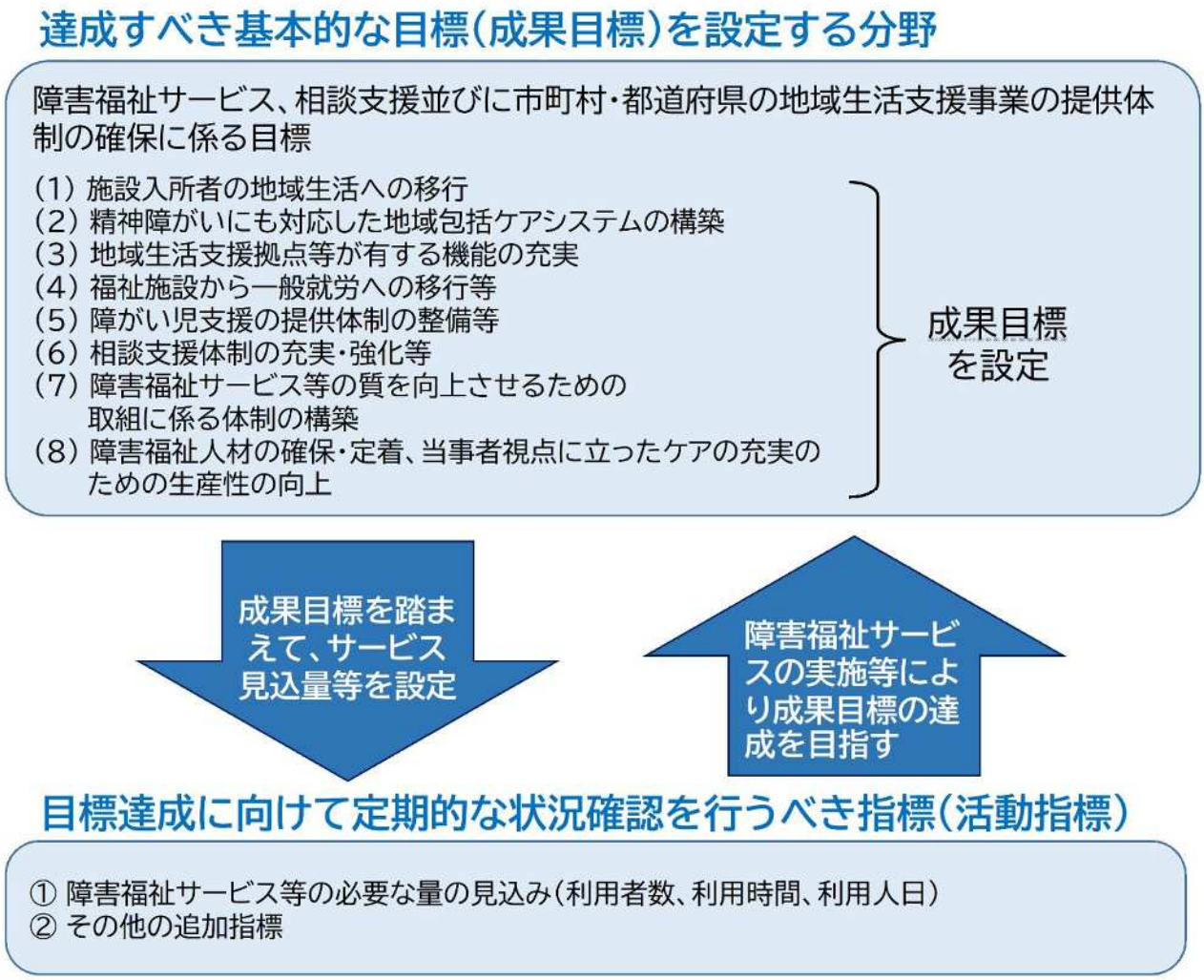
成果目標及び活動指標

○ 国が示す基本指針の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標」は、令和11（2029）年度までに達成すべき基本的な目標（成果目標）として、それぞれ目標値を定めます。

○ さらに、成果目標の達成に向けて定期的な状況確認を行うべき活動指標（サービス見込量）を定めます。

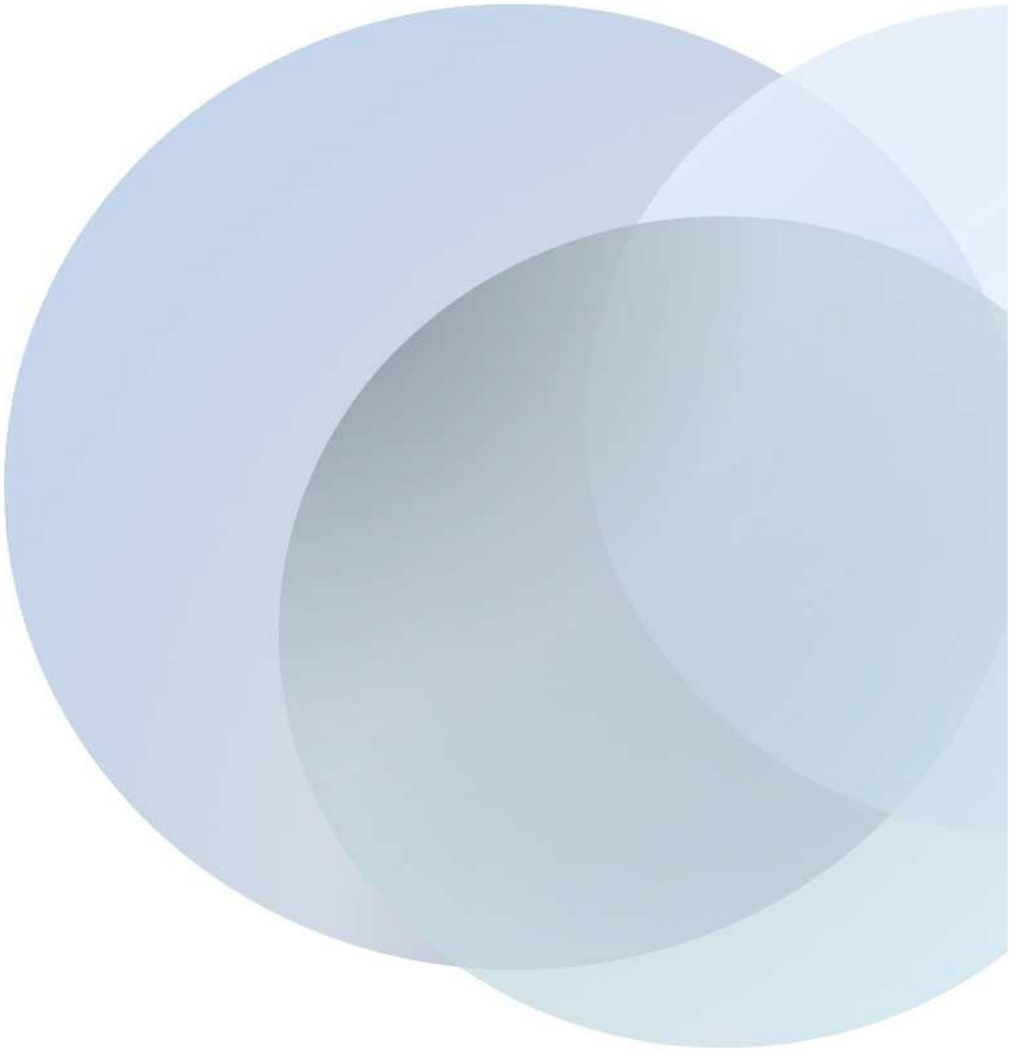
（詳細は第5章に記載）

【成果目標と活動指標（サービス見込量）との関係図】



第　4　章

基本方針に基づく主な施策について



第４章　基本方針に基づく主な施策について

第１節　【基本方針１】障がい者の相談・支援体制の充実

（１）荒川区立精神障害者地域生活支援センターの建替えについて

国の基本方針の一つとして精神障がい者の地域移行が示されていますが、長期入院者の地域移行が進んでいない現状があります。地域生活のイメージをもって患者自身が退院に向けた意欲を高めるために、入院中から活用できる地域移行支援や短期入所支援などを活用した体制の構築が求められています。

区内で精神障害者保健福祉手帳を所持する人は、年々増加傾向にあり、令和7（2025）年度末で3,416人と、令和3（2021）年度の約1.29倍となっています。区においては、障がいのある方やその家族の生活を地域全体で支える体制を構築するため、地域生活支援拠点等の機能を備えた複数の事業所による「面的」な体制を整備しています。また、その機能を担う事業所を「拠点機能事業所」とし、令和7（2025）年度末で7事業所を区で認定しています。

荒川区立精神障害者地域生活支援センター（支援センターアゼリア）は、拠点機能事業所として地域の相談、体制づくりを担う事業所として平成15（2003）年1月に開設し、地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談（夜間・休日）や、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進する拠点として活動を行っています。しかしながら当施設の建物は、昭和43（1968）年度に建築されたもので、老朽化が進んでいることから、精神障がい者の増加に対応する拠点機能事業所として、建替えに向けた取組を進めます。

相談支援等の既存の体制を活かしつつ、地域生活で困りごとを抱えている精神障がい者への地域生活定着支援など重層的・複合的な支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図ります。

（２）該当施策

１－（1）総合的な相談支援体制の充実
１－（2）計画相談支援・障害児相談支援
１－（3）福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進

（３）主な関連事業

事業名	内容
精神障害者地域生活支援センター運営事業	精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進しています。区内の社会復帰施設等を利用する障がい者等が地域交流ができ、安心して過ごせる居場所を提供します。精神ボランティア活動、訪問活動等、地域生活支援事業の拠点とします。 地域移行支援事業を行い、施設や病院に入所等をしている人が地域で自立した生活ができるよう、グループホーム等への移行を支援しています。地域定着支援事業を行い、単身等で生活する障がい者等が地域での生活を継続できるよう、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急時などに必要な支援を行っています。
障害福祉サービス等相談支援事業	障害福祉サービスや障害児通所支援を利用するにあたり、本人の希望や生活環境等を踏まえ、適切なサービスの利用計画の作成を行います。また、支給決定後は、サービスの利用状況や本人の状況などの確認を定期的に行い、必要に応じて計画の変更を行います。



第２節　【基本方針２】バリアフリーの推進

（１）意思疎通支援の充実について

荒川区では、手話が言語であるとの理解を広げ、障がいの有無にかかわらず相互に認め合う社会の実現を目指し、平成30（2018）年7月に「荒川区手話言語条例」を施行しました。

また、手話の普及・啓発や障がい者と区民との交流を目的としたイベントを定期的に開催しています。

聴覚障がいや音声・言語障がいのある方への窓口支援として、テレビ電話による遠隔手話通訳、筆談、音声認識機能を備えた専用タブレット端末を区役所の障害者福祉課窓口などに設置しています。

また、区では聴覚障がい者及び音声・言語障がい者や団体等に対しては、日常生活の利便性向上及びに社会参加に寄与し、福祉の増進を図るため、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を行うとともに、手話技術等の指導を通じて、手話奉仕活動に従事する人の養成を関係団体と共に行っていきます。またこのような講習会等を通じて聴覚障がいへの意識や理解の向上、生活環境への気づきの醸成に繋がるよう心のバリアフリー化も図ります。

一方で、聴覚障がい者等は外出先でのコミュニケーションや災害時・緊急時における健聴者との意思疎通、駅の無人改札口や無人交番、地域安全センター等での音声対応に苦慮することがあります。このため、障がいの有無にかかわらず、自立した生活や社会参加を促進できるよう関係機関と連携しながら、タブレット端末による遠隔手話等通訳サービスや電話代行サービスを継続して実施するとともに、新たに自身のスマートフォンを利用し、自宅や外出先から場所を問わずオペレーターと手話等を通じてリアルタイムでのコミュニケーションができる電話代行サービスや遠隔手話通訳サービス等を実施することで、障害特性に応じたコミュニケーション手段の確保と支援の充実を図り、災害時や緊急時を含め、外出先や窓口など様々な場面において、手話を用いて健聴者と円滑に意思疎通ができる環境を整備していきます。

（２）該当施策

２－(1)意思疎通支援の充実

（３）主な関連事業

事業名	内容
コミュニケーション支援事業	障がいの特性に応じたコミュニケーションの手段を提供することにより、日常生活の利便の向上と社会参加の促進に寄与し、福祉の増進を図るため、聴覚障がい者等には手話通訳者や要約筆記者、失語症者にはコミュニケーション支援者の派遣を行っています。
手話講習会事業	聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する人に対し、手話技術等の指導を行うことにより、手話奉仕活動に従事する人を養成しています。

第３節　【基本方針３】障がい者の住まい・日常生活に対する支援

（１）グループホーム等の居住支援の推進及び運営支援

区では、障がい者の自立した生活を促進するために、居住地や日中活動の場の確保することを目的として、利用者の負担軽減と事業者のグループホームの安定的な運営のための支援策を実施しています。

また、親なき後支援事業などの関連事業を通じて、グループホームの整備に向け、取り組んできました。その結果、区内のグループホーム整備を進めていくことができるようになり、軽度障がい者の居住の場は徐々に確保されてきています。

一方で、重度障がい者の居住の場については、依然として整備が十分に進んでいない状況です。

重度障がい者のグループホームや生活介護施設の新設及び改修に係る区独自の補助事業である障がい者グループホーム等整備費事業において、既存補助制度の充実を図るため、民有地での建設や既存施設の改修、株式会社等の民間企業などについても補助対象として拡充しました。併せて、管理事務費や備品等の開設準備経費を補助するグループホーム設置促進事業についても、重度障がい者の受け入れを要件として、株式会社等の民間企業まで対象を拡大するなど、重度障がい者のための居住の場の確保についても、重点的に取り組んでいます。

また、グループホーム整備における課題である建設用地の確保については、公共用地の活用を積極的に検討するなど、障がいの程度にかかわらず、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、今後もグループホームの設置を促進していきます。

さらに、グループホーム設置後における事業所の質の向上を図るため、区内の事業者を対象に、グループホーム連絡会を開催し、情報共有や障がいの特性や程度に応じた支援方法の検討を通じた支援技術の向上を図るなど、区内グループホームの全体の質の向上を図っていきます。

（２）該当施策

３－(1)グループホーム等の居住支援の推進

３－(2)グループホームの運営支援



（３）主な関連事業

事業名	内容
障がい者グループホーム等施設整備事業	重度障がい者のグループホームや生活介護施設の新設及び改修に係る区独自の補助金を創設し、重度障がい者の居住の場の確保を図ります。
親なき後支援事業	障がい者が住み慣れた地域で安心した生活を確保するために、区内で新たにグループホームを設置する事業所に、備品購入費等の一部を補助しています。
グループホーム消防設備整備補助事業	区内にグループホーム等を新たに設置する場合の整備費を補助することにより、障がい者の生活する場を確保します。
障がい者グループホーム費支給事業	グループホームの入居者や運営事業所に対し、家賃や運営経費の一部を補助することにより、利用者の負担軽減及びグループホームの安定的運営の支援を行い、障がい者の地域における自立した生活の促進を図っています。
重度障がい者グループホーム運営支援事業	重度の知的障がい者の地域における生活を支援するため、生活の場であるグループホームの運営経営費の一部を補助する等の支援を行っています。

第４節　【基本方針４】障がいのある子どもの健全育成

（１）① 荒川たんぽぽセンターの運営について

障害児通所支援利用者が増加など、障がいのある子どもの福祉サービス需要は増えつつあります。そのため、区内における児童発達支援センターを中心とした障害児通所支援体制を強化するため、荒川区立心身障害者福祉センター（荒川たんぽぽセンター）の1日の療育定員の拡充等を行うとともに、令和6（2024）年10月には、荒川たんぽぽセンターの児童発達支援センターとしての機能の追加を行いました。

荒川たんぽぽセンターでは、地域の障害児通所支援の中核的拠点として、専門的な支援機能の強化や他の障害児通所支援事業所への支援・助言、関係機関との連携体制の強化を進めるなど、地域全体として療育力の向上を図ってきました。引き続き、子育て支援と障がい児支援とが双方向から緊密に連携し、地域全体で子どもと家庭を支える体制づくりを推進しています。

さらに、発達障がい児とその家族を対象とした専門相談、ペアレントトレーニング、ペアレントメンター事業を推進し、家族支援の充実を図るとともに、保育所等訪問支援を強化し、障がいの有無にかかわらず地域でともに育つ地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図っていきます。

② 特別な支援を要する児童等への対応

障がい等による特別な支援を要する子どもについては年々増加傾向にあり、各保育園・幼稚園・小中学校等における受け入れ体制の整備が求められています。

保育所等においては、特別支援の必要な園児への保育を行う保育士に対し、保育相談専門員が園児の身体面・心理面への相談・助言を行うサポート体制を整えています。

区立幼稚園・小中学校では、区独自のスクールカウンセラー（心理専門相談員）を配置して定期巡回相談を実施し、子どもや保護者へのカウンセリング、対象児童生徒の行動観察、教職員へのコンサルテーションを行うことで子どもや保護者の悩みの早期解消に努めております。一方で、就学相談等を含めた相談内容の多様化・複雑化に伴い、より専門的な相談対応が求められていることから、具体的な相談事例を活用した研修等を実施し、心理専門相談員の資質向上を図ることで、特別な支援を必要とする子どもの受入れ体制を一層強化していきます。

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが互いに理解し、尊重し合いながら地域で安心して暮らせる社会を実現するため、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に向けた支援体制の充実・強化を図っていきます。

（２）該当施策

４－（1）障がい児支援の充実
４－（2）障がい児の保育・教育

（３）主な関連事業

事業名	内容
保育所等訪問支援事業	保育園や幼稚園等の集団生活を営む施設を訪問し、集団生活の適応に課題のある児童に対する支援及び保育所等の職員に対する支援方法の指導・助言などの専門的な支援を行います。
特別な支援を要する園児・児童等の保育・教育	各公私立保育園・幼稚園・区立学校等において、特別な支援を要する園児・児童等に対して、障がい等に応じた保育・教育を実施しています。



第５節　【基本方針５】障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生

（１）①　就労支援の強化

障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、区民や事業者への普及啓発、合理的配慮に関する理解促進、バリアフリー環境の整備などにも取り組み、障がいの有無にかかわらず互いに尊重し合える地域づくりを推進しています。こうした取組により、障がいのある方の社会参加や自立した生活を支える基盤整備を一歩ずつ進展させています。

区では、荒川区障害者就労支援センター（じょぶ・あらかわ）等と連携して、就労支援コーディネーター及び生活支援コーディネーター、地域開拓促進コーディネーターによる相談支援や就労支援を実施するとともに、就労移行支援、就労定着支援事業所等との連携を図り、障がい者一人一人の状況に応じた就労支援及び職場定着支援を推進しています。

また、地域生活支援事業の充実により、移動支援や日中活動の場の確保、意思疎通支援などを推進し、障がいのある方の就労支援を支える環境整備にも取り組んでいます。

就労を希望する障がい者の増加に対応するため、企業に対しては、障がい者雇用促進セミナーを開催し、障がい特性への理解促進や雇用環境の整備を支援していますが、今後も就労支援制度のさらなる周知や新たな制度を効果的に活用できる体制整備が必要です。

近年は、法定雇用率の引上げや障がい者雇用対象企業の拡大を背景に、一般就労を希望する方や「じょぶ・あらかわ」の登録者数は増加傾向にあります。また、多様な働き方への対応や、働きづらさを感じる方への相談支援など、就労支援に求められるニーズも多様化しているため、今後は、障がい者雇用の拡大や就労定着支援への対策がより必要となってきています。

障がい者が希望や能力に応じて働き、自分らしく地域で活躍できる就労環境の実現を目指し、「じょぶ・あらかわ」を核とした相談・就労・定着支援の充実により、区内の企業や事業所とも連携し、就労前から就労後まで切れ目のない支援体制を構築します。

また、関係機関との連携を強化しながら、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし、働き続けられる環境を整備するため、就労支援の段階において、本人の希望や能力、適性にあった選択をアセスメントする就労選択事業所の区内設置に向けた取組を進めるとともに、就労継続支援事業所等における支援体制の強化などを通じ、安定した就労機会の確保に努めていきます。

② 18歳以上の地域の居場所づくり

区では、障害児通所支援等を利用する障がい児がライフステージの切れ目なく障害福祉サービスを利用できるよう、相談支援事業所、保育園・幼稚園、学校、児童相談所などの関係機関と連携しながら支援を行っています。

しかしながら、現状では「18歳の壁」と言われる高等学校や特別支援学校高等部等を卒業する際、これまで利用していた放課後等デイサービスなどの児童福祉サービスが受けられなくなる18歳以上の夕方の支援体制の確保が課題となっています。

区では、夕方以降の18歳以上の方の居場所づくりを目的として、障がい者地域生活支援施設等において日中一時支援事業を実施していますが、更なる受け皿の拡充を目指し、18歳以上の障がいのある方の日中のサービス終了後の時間帯における居場所づくりを行うことで、家族の就労支援やレスパイトの確保等にも資する事業の実施に向けた検討を進めていくとともに、住み慣れた地域で安心して生活を継続できる支援体制の充実を目指します。

（２）該当施策

５－(1)生活介護・自立訓練・生活訓練等
５－(4)就労支援の強化

（３）主な関連事業

事業名	内容
障害者就労支援センター運営事業（じょぶ･あらかわ）	就労を希望する人に対して、就労面、生活面の支援を一体的に提供し、一般就労を支援します。また、就労中の者に対しては、職場定着の支援をしています。
障がい者雇用支援事業	一般企業等への就労を希望する人を対象に、就労するための能力を身に付けるための訓練を行っています。
日中一時支援事業	障がいのある児童･生徒が特別支援学校等の下校後に活動する場所を確保し、また、障がい児者に宿泊を伴わない短期的な施設利用を提供し、日常生活の援助、日中活動の支援等を行っています。

第　５　章

荒川区障がい福祉計画及び
荒川区障がい児福祉計画における
成果目標・活動指標

第５章　成果目標・活動指標

第１節　成果目標

○ 国は、都道府県及び区市町村が障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるに当たっての基本指針を定めています（第3章の第1節「国の示す基本指針」参照）。

○ 国が定めた基本指針に基づき、第8期荒川区障がい福祉計画及び第4期荒川区障がい児福祉計画（令和9（2027）年度～令和11（2029）年度）において、以下の8つの成果目標を定め、その目標の達成に向け、取り組んでいきます。

成果目標	内容
成果目標1	施設入所者の地域生活への移行
成果目標2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
成果目標3	地域生活支援の充実
成果目標4	福祉施設から一般就労への移行等
成果目標5	障がい児支援の提供体制の整備等
成果目標6	相談支援体制の充実・強化等
成果目標7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
成果目標8	障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上【新規】

（１）施設入所者の地域生活への移行

<table>
<tr><th colspan="7">第7期障がい福祉計画/第3期障がい児福祉計画
（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">成果目標</td><td>国</td><td colspan="5">令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和8（2026）年度末時点の施設入所者数を令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上減少させることが基本とされています。</td></tr>
<tr><td>区</td><td colspan="5">令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末の施設入所者数116人のうち7人（6.0%）を地域生活へ移行するとともに、令和8（2026）年度末時点の施設入所者数を令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から6人（5．2%）減少させることを目標とします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施状況
［各年度末時点］</td><td>令和4年度
（2022）
（実績）</td><td>令和5年度
（2023）
（実績）</td><td>令和6年度
（2024）
（実績）</td><td>令和7年度
（2025）
（実績）</td><td>令和8年度
（2026）
（見込）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">地域生活移行者数</td><td>2人</td><td>1人</td><td>1人</td><td>1人</td><td>2人</td></tr>
<tr><td colspan="5">目標値：計7人→実績値：計5人</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">施設入所者数</td><td>116人</td><td>118人</td><td>114人</td><td>102人</td><td>101人</td></tr>
<tr><td colspan="5">目標値：計6人減→実績値：計15人減</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和6（2024）年度～
令和8（2026）年度の取組状況</td><td colspan="5">〇荒川区障害者基幹相談支援センターや事業者等と連携し、支援体制の構築や連携強化について取り組みました。
〇障害区分認定調査時に訪問する施設入所者に対し、地域で暮らしていきたいかどうかの意向確認を行ってきました。
〇自立支援協議会の地域移行部会にて、障がい者本人が希望する地域のグループホームへの移行支援の調整を行ってきました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和6（2024）年度～
令和8（2026）年度の評価・今後の方向性</td><td colspan="5">〇障がいの種別や特性に加え、障がい者本人の重度化や家族の高齢化によって変化するさまざまな支援希望内容について、注視する必要があります。
〇地域移行の促進について、グループホーム等や日中に活動する場の確保をしていくとともに、施設に入所せざるを得ない状況もあるため、障がい者本人や家族のニーズを適切に把握し、意向に沿った支援を今後も行っていきます。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="7">第8期障がい福祉計画/第4期障がい児福祉計画
（令和9（2027）年度～令和11（2029）年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">成果目標</td><td>国</td><td colspan="5">令和11（2029）年度末時点で、令和7（2025）年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和11（2029）年度末時点の施設入所者数を令和7（2025）年度末時点の施設入所者数から5%以上減少させることが基本とされています。</td></tr>
<tr><td>区</td><td colspan="5">令和11（2029）年度末時点で、令和7（2025）年度末の施設入所者数102人のうち7人（6%）を地域生活へ移行するとともに、令和11（2029）年度末時点の施設入所者数を令和7（2025）年度末時点の施設入所者数から5人（5%）減少させることを目標とします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標値
［各年度末時点］</td><td>令和7年度
（2025）
（実績）</td><td>令和8年度
（2026）
（見込）</td><td>令和9年度
（2027）
（見込）</td><td>令和10年度
（2028）
（見込）</td><td>令和11年度
（2029）
（見込）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">地域生活移行者数</td><td>1人</td><td>2人</td><td>1人</td><td>2人</td><td>2人</td></tr>
<tr><td colspan="5">目標値：計7人</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">施設入所者数</td><td>102人</td><td>101人</td><td>99人</td><td>98人</td><td>97人</td></tr>
<tr><td colspan="5">目標値：計5人減</td></tr>
<tr><td colspan="2">今後の取組及び方策</td><td colspan="5">〇障がい者それぞれにあった地域移行のあり方についてニーズを把握し、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、本人の重度化、家族の高齢化等のニーズにも対応したグループホームの整備や支援の確保に努めます。
〇区や計画相談事業所で利用者からの相談やグループホーム事業所の空き状況などの情報連携を支援する体制の構築を進めます。</td></tr>
</table>



（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

第7期障がい福祉計画/第3期障がい児福祉計画 （令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）		
成果目標	国	精神障がい者及び精神保健に課題を抱える者並びにその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、区市町村において相談に応じ、必要な支援を実施できる体制を整えることが重要であるとされています。
	区	精神障がいにも対応した包括ケアシステムの理念のもと、保健・医療・福祉関係者による地域課題の共有やその解決に向けた協議を行うとともに、協議の場における目標設定及び評価を行い、地域のニーズに対応した支援体制の構築を目指します。
令和6（2024）年度～ 令和8（2026）年度の取組状況		○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するための協議の場としての以下3会議を実施しています。 ① 精神保健福祉連絡協議会 ② 精神保健福祉ネットワーク会議 ③ 自立支援協議会地域移行部会の精神ワーキンググループ ※②は精神保健福祉連絡協議会の部会としても位置づけています。 ○荒川区立精神障害者地域生活支援センター（支援センターアゼリア）を中心に、ふれあい館や区立学校と連携し、地域住民への障害理解の促進を行ってきました。 ○精神ワーキンググループでは、長期入院者に対するニーズ調査を実施した結果をまとめ、協力医療機関へ結果を共有するとともに、長期入院当事者向け地域移行支援のオリジナルリーフレットの配布を行いました。
令和6（2024）年度～ 令和8（2026）年度の評価・今後の方向性		○長期入院患者を含め、入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、医療関係者への地域移行支援の啓発や実際の支援を通した連携の実績を重ねることで、地域の相談窓口の周知促進を図ることができました。引き続き、地域移行の新規利用に向けた取組を行って行きます。 ○区内には、精神障がい者を対象とする短期入所施設や地域移行を視野に入れた入所施設が少ないため、引き続き、施設の誘致や既存の入所施設の利用等体制づくりが必要となります。 ○福祉サービスの充実や利用者の増加とともに、当事者に伴走し適切なサービスを提供するための特定相談支援事業所の確保や地域を含めた人材育成が必要になっています。

<table>
<tr><th colspan="7">第8期障がい福祉計画/第4期障がい児福祉計画
（令和9（2027）年度～令和11（2029）年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="5">成果目標</td><td>①</td><td colspan="5">精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</td></tr>
<tr><td>国</td><td colspan="5">区市町村と保健・医療・福祉関係者や地域住民が連携して精神保健医療福祉体制の基盤整備及び差別や偏見のない社会の実現に向けた取組を推進することにより、精神障がい者等が地域の一員として安心して自分らしく生活することできるような取組を積極的に推進することが求められています。</td></tr>
<tr><td>区</td><td colspan="5">精神保健福祉法の改正に伴い、精神障がい者にも対応した包括ケアシステムの対象が拡大したため、福祉部門として、保健・医療関係者と協力し、地域資源・地域課題の整理を行います。協議の場において国の定める基準に沿って荒川区の目標設定及び評価を行い、精神障がい者にも対応した包括ケアシステムの構築を促進します。</td></tr>
<tr><td>②</td><td colspan="5">精神障がい者やその家族への傾聴を中心とした心のサポート体制【新規】</td></tr>
<tr><td>国</td><td colspan="5">区市町村においては、地域の実情や人口規模、養成体制等を踏まえ、計画期間中に養成する心のサポーター数の目標を設定し、関係機関、医療機関、福祉関係団体、教育機関、企業等と連携しながら、養成機会の確保及び普及啓発に取り組むものとする。</td></tr>
<tr><td>区</td><td colspan="5">心のサポーター養成研修を実施し、差別や偏見を持つことなく、正しい知識と理解に基づき、家族などの身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う心のサポーターの人数を増加し、精神障がい者やその家族の心のサポートをする体制の構築を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標値
[各年度末時点]</td><td>令和7年度
（2025）
（実績）</td><td>令和8年度
（2026）
（見込）</td><td>令和9年度
（2027）
（見込）</td><td>令和10年度
（2028）
（見込）</td><td>令和11年度
（2029）
（見込）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">心のサポーター数</td><td>0人</td><td>50人</td><td>100人</td><td>100人</td><td>100人</td></tr>
<tr><td colspan="5">目標値：計350人</td></tr>
<tr><td colspan="2">今後の取組及び方策</td><td colspan="5">〇引き続き、精神障がいにも対応した包括ケアシステムの構築をより具体的にするために、協議の場を通じて、地域のニーズや課題を把握するとともに、情報共有や解決に向けた検討、目標設定や評価を行い、精神障がいの方が安心して暮らせる地域となるよう、支援体制づくりを行っていきます。
〇精神障がい者の障害福祉サービスの利用を支援していくため、荒川区障害者基幹相談支援センターと連携を図り、特定相談支援事業所の人材育成に取り組んでいきます。
〇地域移行支援等の新たなサービスの充実と精神障がい者の支援拠点機能の強化を目的として、荒川区精神障害者地域生活支援センター（支援センターアゼリア）の現地建替えに着手します。
〇こころの健康について、地域や職域等の様々な場面における課題解決につながる区内の環境整備を行うことを目的に、心のサポーターの養成に取り組みます。令和6（2024）年度から10年間で100万人の国の目標に対して、荒川区では年100人の増加を目指します。</td></tr>
</table>

（３）地域生活支援の充実

第7期障がい福祉計画/第3期障がい児福祉計画 （令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）		
成果目標	①	地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実
	国	令和8（2026）年度末までの間、各区市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討することが基本とされています。
	区	引き続き、地域生活支援拠点の施設間及び職員間の連携を強化し、相談や緊急時の対応機能の充実及び地域一体となった支援体制を構築していきます。
	②	強度行動障がいを有するものへの支援体制の充実【新規】
	国	令和8（2026）年度末までに、各区市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることが基本とされています。
	区	強度行動障がいを有する障がい者が、地域で生活していけるように支援ニーズの把握を図るとともに、関係機関との連携など、支援体制の構築をしていきます。
令和6（2024）年度～ 令和8（2026）年度の取組状況		○新たに配置された地域生活支援拠点等コーディネーターが中心となり、地域生活支援拠点で設定した「連携体制システム」の手順に沿って、リスク内包ケースの対象者をリストアップし、各対象者の現状の共有と緊急時に備えた支援体制の検討を進めました。 ○地域生活における利用者ニーズの把握、自立支援協議会への報告や利用者・関係者からの評価のプロセスを経て、不足する施策の検討を行うとともに、潜在的要支援者事例の共有を図り、関係機関や適切なサービス等につなぐ取組を継続しました。
令和6（2024）年度～ 令和8（2026）年度の評価・今後の方向性		○令和6（2024）年度は地域生活支援拠点等コーディネーターが配置されたことにより「連携体制システム」の本格運用の目途が立ち、今後の活動に向けた基盤作りを達成しました。また、本人及び家族の状況や、社会参加、希望する支援やニーズの把握に努めました。 ○地域生活拠点で把握された地域課題は、自立支援協議会の各部会と一体となって、その解消に取り組む必要があります。

第8期障がい福祉計画/第4期障がい児福祉計画 （令和9（2027）年度～令和11（2029）年度）		
成果目標	①	地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実
	国	各区市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、拠点コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証・検討を行うことが基本とされています。
	区	地域生活支援拠点等コーディネーター及び拠点同士が密に連携して、相談や緊急時の対応機能の充実及び地域一体となった支援体制を構築するとともに、毎年検証等を行っていきます。
	②	強度行動障がいを有するものへの支援体制の充実
	国	各区市町村において、強度行動障がいの状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することが基本とされています。
	区	引き続き、強度行動障がいの方やその家族の支援ニーズの把握を図るとともに、支援体制を整備するため、グループホーム事業者等の情報収集を進めていきます。
今後の取組及び方策		○地域生活支援拠点等の機能充実に向け、運用状況の評価を実施するとともに、自立支援協議会の相談支援部会等を通じて、課題の共有を図ります。 ○すべての障がい者が必要な時に適切な支援を確実に受けられるよう、各事業所や関係機関の協力の下、専門的人材の養成や、障がいの重度化に対応したグループホームや短期入所施設等の整備に努めます。 ○引き続き、強度行動障がいを有する障がい者について、本人やその家族の支援ニーズの把握を行い、そのニーズに基づいた支援体制の構築を検討していきます。 ○事業者に対して強度行動障害支援者養成研修の参加を促し、強度行動障がいの理解促進を図っていきます。 ○西尾久3丁目用地に誘致している新たなグループホームでは、強度行動障がいのある方の受入が出来るよう整備を進めていきます。

（４）　福祉施設から一般就労への移行等

第7期障がい福祉計画/第3期障がい児福祉計画 （令和6（２０２４）年度～令和8（２０２６）年度）		
成果目標	国	・令和8(2026)年度中に就労移行支援事業等※1を通じた一般就労への移行者数を令和3(2021)年度実績の1.28倍以上にすることが基本とされています。 ・就労移行支援については、令和8(2026)年度までに、一般就労への移行実績を令和3(2021)年度実績の1.31倍以上の移行実績を達成することが基本とされています。 ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることが基本とされています。 ・就労継続支援A型及びB型については、それぞれ、令和8(2026)年度までに、一般就労への移行実績を令和3(2021)年度実績の概ね1.29倍以上、1.28倍以上とすることが基本とされています。 ・就労定着支援事業の利用者数については、令和3(2021)年度実績の1.41倍以上とすることが基本とされています。 ・就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることが基本とされています。
	区	・令和8(2026)年度中に就労移行支援事業等※を通じた一般就労への移行者数を令和3(2021)年度実績の1.32倍にすることを目標とします。 ・就労移行支援については、令和8(2026)年度までに、一般就労への移行実績を令和3(2021)年度実績の1.31倍にすることを目標とします。 ・就労移行支援事業所の一般就労率については、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の50%以上とすることを目標とします。 ・就労継続支援A型及びB型については、それぞれ、令和8(2026)年度までに、一般就労への移行実績を令和3(2021)年度実績の2.0倍、1.3倍にすることを目標とします。 ・就労定着支援事業の利用者数については、令和3(2021)年度実績の1.41倍以上とすることを目標とします。 ・就労定着支援事業の就労定着率※1については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%とすることを目標とします。

実施状況 [各年度末時点]	令和3(2021)年度 （実績）	→	令和8(2026)年度 （見込）
就労移行支援事業等※1による一般就労移行者数(Ⅰ)	53人	目標値:1.31倍→実績値:1.31倍	70人
上記Ⅰのうち、就労移行支援事業による一般就労移行者数(Ⅱ)	42人	目標値:1.31倍→実績値:1.31倍	55人
上記Ⅰのうち、就労継続支援A型による一般就労移行者数(Ⅲ)	1人	目標値:1.50倍→実績値:3.0倍	3人
上記Ⅰのうち、就労継続支援B型による一般就労移行者数(Ⅳ)	10人	目標値:1.25倍→実績値:1.25倍	13人
上記Ⅱ～Ⅳの就労定着支援事業利用率	40%	目標値:50%→実績値:36%	36%
就労定着支援事業の利用者数	34人	目標値:1.44倍→実績値:1.24倍	42人
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合※2	17%	目標値:25%→実績値:0%	0%

令和６（２０２４）年度～令和８（２０２６）年度の取組状況	○ 一般就労へ移行した人数は目標値（１．３２倍）達成に近い人数になる予定です。令和３（２０２１）年から令和８（２０２６）年の６年間を前半３年と後半３年で比較すると就労移行支援事業所の利用者数はほぼ横ばいとなっています。 ○ 就労移行率３割以上の就労移行支援事業所の割合は、目標値（５０%）を上回る見込みとなっています。
令和６（２０２４）年度～令和８（２０２６）年度の評価・今後の方向性	○区の就労移行支援サービスのサービス量はほぼ横ばいであるため、荒川区障害者就労支援センター（じょぶ・あらかわ）以外の就労移行支援事業者と今後も連携をとり区全体の就労移行人数を増加するよう連携を強化する必要があります。 ○障がい者本人との面接や障がい者の家族、就労予定先である企業・事業所への訪問等を通じて、一般就労に向けての本人の希望や課題を把握して就労移行に向けた　支援を地域生活支援拠点等コーディネーターと連携して進めていきます。

第８期障がい福祉計画/第４期障がい児福祉計画 （令和９（２０２７）年度～令和１１（２０２９）年度）		
成果目標	国	区市町村は下記の目標を達成することを基本とされています。 ・一般就労への移行者数を令和６（２０２４）年度実績の１．３１倍以上とすること。 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上となる支援事業所の割合を５割以上とすること。 ・就労定着支援事業の利用者数:令和６（２０２４）年度末実績の１．４７倍以上とすること。 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上となる事業所の割合を２割５分以上とすること。 ・就労選択支援事業所を一事業所以上設置すること。
	区	下記内容を区の目標とします。 ・令和１１（２０２９）年度中に就労移行支援事業等※１を通じた一般就労への移行者数を令和６（２０２４）年度実績の１．３１倍にすること。 ・就労移行支援事業所の一般就労率については、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５０％以上とすること。 ・就労定着支援事業の利用者数については、令和６（２０２４）年度末実績の１．４７倍以上とすること。 ・就労定着支援事業の就労定着率※２については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２５％とすること。 ・就労選択支援事業所を一事業所以上設置すること。

目標値 [各年度末時点]	令和６（2024）年度 （実績）	→	令和 11（2029）年度 （見込）
就労移行支援事業等※1による一般就労移行者数（Ⅰ）	５３人	目標値：１．３１倍	７０人
一般就労移行者が５割以上の就労移行支援事業所の割合	４０％	目標値：全体の５０％	５０％
就労定着支援事業の利用者数	３４人	目標値：１．４４倍	４９人
就労定着率７割以上の就労定着支援事業所の割合※2	14%	目標値：全体の２５％	２５％
就労選択支援事業所数【新規】	未設置	目標値：１か所	設置
今後の取組及び方策	○就労移行支援事業所の移転などもあり、安定的に就労移行につなげられるよう事業所や就労者への支援を検討します。 ○障がい者の法定雇用率の段階的な引き上げなどにより、雇用の機会が拡大されてきているが、じょぶ・あらかわや就労移行支援、就労定着支援事業所などの関係機関との連携を強化し、一般就労への移行、継続して就労できるよう就労支援体制の強化を図っていきます。 ○就労選択支援事業所の設置に向けた取り組みを図るとともに、就労支援段階で、本人の希望や能力、適性に合った選択をアセスメントし、就職先予定の企業や事業者への連携を強化することで、就労定着支援の利用促進をし、就労定着率の増加を図ります。		

※1「就労移行支援事業等」は、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ型を行う事業（給付対象事業）を指します。じょぶ・あらかわ（区市町村障害就労支援事業）、障害者支援施設、小規模作業所、法定外は含んでいません。

※2　就労定着率の定義は、「過去６年間の就労定着支援利用終了者のうち、雇用期間が４２か月以上７８か月未満」となっています。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

第７期障がい福祉計画/第３期障がい児福祉計画 （令和６（２０２４）年度～令和８（２０２６）年度）		
成果目標	①	児童発達支援センターの整備
	国	令和８（２０２６）年度末までに、児童発達支援センターを各区市町村に少なくとも１か所以上設置することが基本とされています。
	区	荒川たんぽぽセンターにおいて、専門的機能の強化や療育定員の拡大などの機能強化を行い、児童発達支援センター化を目指します。
	②	障がい児の地域社会への参加･包容(インクルージョン)の推進
	国	令和８年度末までに、すべての区市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することが基本とされています。
	区	荒川たんぽぽセンターでの保育所等訪問支援事業に取り組むとともに、児童発達支援センターが中心となり、保育所や障害児通所支援事業所等へ専門的支援や助言を行い、連携体制の構築を目指します。
	③	主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所･放課後等デイサービス事業所の確保
	国	令和８（２０２６）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各区市町村に少なくとも１カ所以上確保することが基本とされています。
	区	区内利用者のニーズに応えるため、引き続き、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所の確保に取り組みます。併せて、障害児通所支援事業所連絡会において情報共有を積極的に行い、利用者がサービスを利用しやすい環境の確保を目指します。
	④	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置･コーディネーターの配置
	国	令和８年度末までに、各区市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することが基本とされています。
	区	医療的ケア児等支援協議会の設置や医療的ケア児等地域コーディネーターの配置はすでに実施していますが、引き続き、関係機関との連携を深め、医療的ケア児等への支援を行っていきます。
令和6(2024)年度～令和8(2026)年度の取組状況		①令和６（２０２４）年度に荒川たんぽぽセンターを児童発達支援センター化し、令和８（２０２６）年度は地域支援の取組を開始しました。 ②荒川たんぽぽセンター（児童発達支援センター）は、４つの中核機能を整備するために支援力の向上や事業の充実を図っています。 ③区内で主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援施設・放課後等デイサービスが３事業所となりました。 ④医療的ケア児等支援協議会や支援部会を通して地域の医療的ケア児等の支援を総合的に調整する役割を担う、医療的ケア児等地域コーディネーターの活動報告の共有と今後の障がい児の地域生活の支援体制について連携を図りました。
令和6(2024)年度～令和8(2026)年度の評価･今後の方向性		①児童発達支援センターとして、療育を必要とする子ども等への支援体制を強化するとともに、質の高い専門的な療育を行う障害児通所支援事業所等の充実を図るための取組を開始しました。また、地域のニーズや社会資源などの情報を収集し、必要な情報を提供していきます。 ②障がいの有無にかかわらず、地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進を図るため、保育所等訪問支援事業の活用や児童発達支援センターによる専門的支援や助言を行える体制の整備を図ります。 ③居宅訪問型児童発達支援を利用している重症心身障がい児等が個々の状態に応じて、通所サービスに移行できる体制の確保が求められています。医療的ケア児等支援協議会や部会を通じ、地域の課題等の把握を行いつつ、今後の支援体制の検討を行っていく必要があります。また、医療的ケア児等地域コーディネーターにおいては、医療的ケア児等やその家族の相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに、相談内容に応じて関係機関等と連携を今後も図る必要があります。 ④児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者が増加傾向にあるため、今後も需要に対応できるよう支援整備の強化を図ります。

第８期障がい福祉計画/第４期障がい児福祉計画 （令和９（２０２７）年度～令和１１（２０２９）年度）		
成果目標	①	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築【新規】
	国	区市町村において①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能③地域社会への参加や包容（インクルージョン）推進の中核としての機能④地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能）を確保することとされています。
	区	荒川たんぽぽセンター（児童発達支援センター）において、地域の障がい児支援の中核拠点として、４つの中核機能を発揮できるように機能強化を図ります。
	②	障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築推進
	国	区市町村は保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することが基本とされています。
	区	荒川たんぽぽセンターが中心となり、地域の保育所等訪問支援を充実させるとともに、保育所や障害児通所支援事業所等へ専門的支援や助言を行い、連携体制の構築を目指します。
	③	重症心身障害児・医療的ケア児等への支援体制の充実
	国	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、支援体制を確保することとされています。
	区	引き続き、重症心身障がい児や医療的ケア児を支援可能な児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所の確保に取り組みます。医療的ケア児等コーディネーターを配置し、支援部会などの協議の場を通じて情報共有を図り、支援体制の連携と強化を目指します。
	④	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置･コーディネーターの配置
	国	区市町村は障がい児の子ども･子育て支援等の利用ニーズを把握し保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等での受入体制の整備し受入れに必要な人的配置や環境整備を進めるものとされています。
	区	障害児通所支援サービスは全体的に増加傾向にあり、今後も保育所等での受入や放課後児童クラブ等のサービス需要に対応できるように障害児通所支援事業所との連携体制をより強化していきます。
今後の取組及び方策		○荒川たんぽぽセンターにおいて、専門的な支援の実施や障害児通所支援事業所への専門的支援・助言、発達障がいの相談の窓口など、障害児通所支援の拠点となるよう取り組んでいきます。 ○荒川たんぽぽセンターによる保育所等訪問支援等の実施を通じて、保育所等と連携体制の構築を図り、インクルージョンの推進に取り組んでいきます。 ○荒川区障害児通所支援事業所連絡会や医療的ケア等支援協議会や部会などを通じて、重症心身障がい児や医療的ケア児等の現状やニーズなどを共有します。保健、医療、障害福祉、保育、教育等と連携を図り、退院や入学などの生活環境の変化が福祉サービスの切れ目とならないよう円滑な支援継続を目指します。 ○相談支援事業所を中心に、本人やその家族のニーズに対する包括的な相談支援を行うとともに、障害児通所支援や就労支援などを行う事業所と支援体制の連携を図ります。 ○荒川たんぽぽセンター、荒川区子ども家庭総合センター、基幹相談支援センター、保健所、教育センターなど児童関係機関のさらなる連携強化を図ります。

（６）　相談支援体制の充実・強化等

第７期障がい福祉計画/第３期障がい児福祉計画 （令和６（２０２４）年度～令和８（２０２６）年度）		
成果目標	①	基幹相談支援センターの設置及び相談支援体制の 充実・強化等に向けた体制の確保
	国	令和８（２０２６）年度末までに、区市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組を図る体制を確保することが基本とされています。
	区	基幹相談支援センターを中核として、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保を目指します。
	②	自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域づくり
	国	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することが基本とされています。
	区	自立支援協議会や部会において、事例検討等を実施し、地域サービス基盤の開発・改善等を図るため、必要な体制の確保を目指します。
令和6（2024）年度～ 令和8（2026）年度の取組状況		○令和2（2020）年度に開設した荒川区障害者基幹相談支援センターは、区内における認知度の上昇とともに、年々相談件数などが増加傾向にあります。 ○障がい者やその家族等からの相談を相談支援専門員等が対応し、総合的及び専門的な相談支援の体制を確保しています。 ○基幹相談支援センターでは困難事例に係る対応窓口として事業所支援を行う役割も担っています。 ○定期的に開催する障がい・医療・教育・雇用・事業所等の地域の関係者で構成される自立支援協議会において、区の事業の進捗状況の確認や地域における課題の共有、今後の相談支援の体制強化などの情報連携を行っています。
令和6（2024）年度～ 令和8（2026）年度の評価・ 今後の方向性		○基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実が図られてきています。 ○障がい者の重度化・高齢化が進む中で、障がい者本人やその家族の相談支援を行うには、それを担う人材を育成することが重要となるため、専門的研修の実施、多職種間の連携強化の推進、情報の積極的な周知・広報等に取り組んでいくことが必要となっています。 ○手帳不所持者の状況を把握できるよう、サービス提供事業者とより連絡強化を図ります。

第８期障がい福祉計画/第４期障がい児福祉計画 （令和９（２０２７）年度～令和１１（２０２９）年度）		
成果目標	①	基幹相談支援センターの設置及び相談支援体制の 充実・強化等に向けた体制の確保
	国	各区市町村において、基幹相談支援センターの設置が基本とされています。
	区	基幹相談支援センターを中心として、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保を目指します。
	②	自立支援協議会における個別事例の検討を通じた 地域サービス基盤の開発・改善等
	国	基幹相談支援センターが地域の相談支援制の強化を図る体制を確保するとともに、自立支援協議会の運営に関与し、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを目標としています。
	区	自立支援協議会や部会において、事例検討等を実施し、地域サービス基盤の開発・改善等を図るため、必要な体制の確保を目指します。
	③	相談支援体制強化【新規】
	国	相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和１１（２０２９）年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとすることを目標としています。
	区	手帳不所持者の障害児通所支援利用者の増加等により、のぞまないセルフプランが生じている状況ではあるが、相談支援事業所の参入促進により状況改善を図っていく。
今後の取組及び方策		○自立支援協議会などで情報を共有し、各事業所の現状や人材育成の課題等を把握し、新たなニーズにも対応できる支援体制を構築できるように連絡体制の強化を図ります。 ○今後も相談支援などの福祉サービス需要は増加傾向にあるため、相談支援事業所と協力した研修実施など、地域の相談支援サービスの質の向上を努めます。またのぞまないセルフプランとならないよう、事業者の人材確保と育成等の支援強化を図ります。 ○自立支援協議会や部会において、相談支援サービスの向上のための困難事例等について事例検討を行います。

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
（８）福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上
【令和９年度～】

第７期障がい福祉計画/第３期障がい児福祉計画 （令和６（２０２４）年度～令和８（２０２６）年度）		
成果目標	国	令和８（２０２６）年度末までに、区市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することが基本とされています。
	区	障害福祉サービス等の多様化や多くの事業者が参入している状況の中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供が重要となることから、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を図ります。
令和6（2024）年度～ 令和8（2026）年度の取組状況		○国や東京都、その他団体が実施する研修への職員の参加や、区役所内関係課での制度改正に関する情報共有を実施するとともに、障害福祉サービス事業所に対して法改正の周知・共有などを行い、適正な福祉サービス提供の確保に努めています。 ○自立支援協議会を活用し、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療・教育・就労などの関係機関との連携を進めています。また、基幹相談支援センターを共同して、地域の相談支援事業所への助言や後方支援、困難事例への対応、情報共有を行い、相談支援の充実とサービスの質の確保に取り組んでいます。 ○障がい者やその家族など高齢化などの生活の変化により、障害福祉サービスのニーズも変化や多様化しています。そのため、サービス提供体制を取り巻く環境も法制度改正など変化しており、関係機関や事業所と共通認識を持ち、情報連携して適正な福祉サービスの実現とサービスの質の向上を図っています。
令和6（2024）年度～ 令和8（2026）年度の評価・今後の方向性		○今後も障害福祉サービス等の給付費の請求審査時における効率化、マニュアル化を進め、事業所による障害福祉サービス等の給付費の請求を適正に行えるようにする必要があります。 ○法改正に伴う情報システムの一元化などの変化に適宜対応し、今後も福祉サービスのニーズの多様化に対応できるよう事務の効率化を図ります。 ○サービスの質の維持・向上を図るためには、事業者だけでなく、区としても継続的な人材育成など行う必要があります。また事業所支援、事業者のサービス提供状況の把握や利用者のニーズ分析を行うことが必要となっています。 あわせて、サービス提供状況の分析や利用者の声を踏まえ、継続的な改善に取り組み、地域全体で質の高い障害福祉サービスを提供できる体制を構築します。

第８期障がい福祉計画/第４期障がい児福祉計画 （令和９（２０２７）年度～令和１１（２０２９）年度）		
成果目標	①	障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築
	国	各区市町村において、サービスの質向上のための体制を構築することが基本とされています。
	区	障害福祉サービス等に係る各種研修への職員の参加や福祉サービス事業者との情報共有などを行い、福祉サービスの質の向上を図ります。
	②	障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの 充実のための生産性向上【新規】
	国	安定的に障害福祉サービスを提供するため、人材の確保・定着を推進し、専門性向上のための研修、多職種連携の推進、処遇改善、ハラスメント対策等、働きやすい環境づくりを進めることで支援者の効率化と生産性の向上を推進することとされています。
	区	都などが開催する相談支援専門員研修など専門性を向上させる研修の周知や障害福祉サービス運営事業者への業務管理体制整備の確認等を行っています。また、区では荒川区障がい者虐待防止・差別解消センターの設置をしており、今後も事業所との連携体制の強化を図ります。
今後の取組 及び方策		○障害福祉サービス等の質を確保するため、今後も国や都等が実施する研修への参加により区職員の専門性の向上を図ります。 ○法制度改正に関する情報共有を行い、区全体の適正な福祉サービスの実施を行っていきます。 ○福祉サービス事業者との意見交換や情報共有を充実させ、サービスの質の向上に向けた連携強化を図ります。 ○関係機関との連携による区内のサービス需要の課題検証を行い、ニーズに対応できるよう体制を充実及び強化を図ります。 ○令和８（２０２６）年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う障害福祉従事者の処遇改善措置が事業所へ適切に還元されるよう今後も周知を行います。 ○区内の相談支援専門員の質を担保するため、基幹相談支援センターと区が連携して相談支援専門員に求める業務の基準を作成し、業務効率化や生産性の向上を図ります。 ○障害サービス又は相談支援の提供及び地域生活支援事業の実施における、サービス従事者の確保及び資質の向上、業務の効率化並びに質の向上その他生産性の向上に資する都との連携体制の強化を図ります。

第２節　活動指標（サービス見込量）

○ 区では、国の基本指針に基づき、以下の3区分について、成果目標の達成に向けた指標となる活動指標を定め、各サービスの見込み量を算定しております。

区分
◆ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス
◆ 児童福祉法に基づく障がい児支援
◆ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業・障害者総合支援事業

○ 第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画（令和9（2027）年度～令和11（2029）年度）では、前回計画までの実績を踏まえつつ、今後の３年間の各サービス見込み量を算定します。

また、国の基本指針において、新たに定めるべき活動指標についても指標を定めるとともに、見込量達成のための方策を示します。

◆ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

（１）訪問系

① 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の実績に対する評価と今後の方向性

○ 居宅介護については、コロナ禍の影響を受け、通所施設の利用控えなどにより一時的に利用が増大したが、令和4（2022）年度まで微減傾向となり、その後令和6（2024）年度まで再度利用が増大し、減少と増減を繰り返しています。そのため令和11（2029）年度の見込みについては令和7（2025）年度実績と比較しほぼ横ばいとして見込んでいます。

また、重度訪問介護については、令和3（2021）年度と令和7（2025）年度実績で比較すると、利用者数はほぼ横ばいですが、サービス量（利用時間）は約1．53倍と増加傾向にあります。

同行援護については令和7（2025）年度より利用者数が増加し、それに伴いサービス量も比例して増加しています。

訪問系サービスは全体的には増加傾向にあるため、引き続きサービスの量と質の確保が重要です。

重度障害者等包括支援については、サービスの対象者が限られており、実施事業所も限られていることから、区では類似の移動支援や重度訪問介護での支給で対応しつつ、国などの動向を注視していきます。

② 令和9（2027）年度～令和11（2029）年度における見込量算定方法の考え方と見込み量達成のための方策

○ 全体的な傾向把握として、過年度からの利用実績の傾向などから今後の利用者増減数の見込み等を踏まえ、サービス見込量を設定します。

また、サービス提供事業者について、事業所の確保や既存事業者への事業継続をサポート、自立支援協議会などを通した情報共有、研修等による事業所のサービスの質の向上に向けた取組等を行い、見込量の達成を図ります。

種類			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	サービス量（時間/月）	見込	6,628	6,576	6,524	7,290	7,443	7,599
		実績	7,356	7,141	7,141	——		
	利用者数（人/月）	見込	372	369	366	405	414	423
		実績	409	389	397	——		
重度訪問介護	サービス量（時間/月）	見込	7,867	8,293	8,741	10,312	10,812	11,312
		実績	9,761	9,812	9,812	——		
	利用者数（人/月）	見込	33	35	37	25	25	25
		実績	27	25	25	——		
同行援護	サービス量（時間/月）	見込	2,358	2,447	2,540	2,749	2,886	3,030
		実績	2,394	2,619	2,619	——		
	利用者数（人/月）	見込	75	78	81	87	94	101
		実績	71	81	81	——		
行動援護	サービス量（時間/月）	見込	143	161	182	141	150	160
		実績	167	98	132	——		
	利用者数（人/月）	見込	5	5	5	4	4	4
		実績	5	4	4	——		

※各年度3月分、令和8（2026）年度の実績は見込値

（2）日中活動系

① 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の実績に対する評価と今後の方向性

○ 実績を3年毎に比較すると、生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A 型）及び（B型）、就労定着支援については、サービス量・利用者数共に増加傾向にあります。

自立訓練（機能訓練）に関してはサービス量がまちまちであり、利用者のサービス利用の仕方に相違が見られます。また自立訓練（生活訓練）利用者は、利用者及びサービス量に横ばい傾向が見られます。

○ 就労継続支援の利用者は年々増加傾向にあり、就労定着支援利用者も増加傾向にあるため、就労を希望する障がい者は今後も増加すると予想されます。

自立訓練については利用者の特性を把握しつつ、その方にあった方法をより精査する必要があります。また就労支援が増加傾向にあることから引き続き、障がい者の日中活動を支える支援が重要となります。

② 令和9（2027）年度～令和11（2029）年度における見込量算定方法の考え方と見込み量達成のための方策

○ 全体的な傾向把握として、過年度からの利用実績の傾向などから、今後の利用者増減数の見込み等を踏まえ、サービス見込量を設定します。就労支援については就労選択支援の導入により、就労継続支援 A 型・B 型及び就労移行支援の新規利用者のアセスメントを確認し、障がい者一人一人の特性や希望にあった働き方をサポートすることで見込み量の達成確保を図ります。

種類			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
生活介護	サービス量（人日/月）	見込	6,144	6,285	6,430	6,563	6,799	7,044
		実績	5,864	6,115	6,335	—		
	利用者数（人/月）	見込	306	313	320	303	304	305
		実績	307	300	302	—		
自立訓練（機能訓練）	サービス量（人日/月）	見込	77	77	77	42	45	48
		実績	60	20	39	—		
	利用者数（人/月）	見込	4	4	4	4	5	6
		実績	3	5	3	—		
自立訓練（生活訓練）	サービス量（人日/月）	見込	632	670	710	436	441	446
		実績	449	431	431	—		
	利用者数（人/月）	見込	38	40	43	27	28	29
		実績	26	25	26	—		
就労選択支援	利用者数（人/年）	見込	0	5	8	6	8	10
		実績	0	0	2	—		
就労移行支援	サービス量（人日/月）	見込	1,494	1,622	1,761	1,173	1,191	1,208
		実績	1,134	1,218	1,156	—		
	利用者数（人/月）	見込	78	84	92	68	70	73
		実績	68	66	66	—		
就労継続支援（A型）	サービス量（人日/月）	見込	440	453	466	614	652	696
		実績	477	810	575	—		
	利用者数（人/月）	見込	22	23	24	32	34	36
		実績	27	38	30	—		
就労継続支援（B型）	サービス量（人日/月）	見込	7,492	7,860	8,247	8,684	9,561	10,527
		実績	6,685	7,164	7,888	—		
	利用者数（人/月）	見込	433	454	476	482	502	523
		実績	425	444	463	—		
就労定着支援	利用者数（人/月）	見込	39	44	49	43	45	47
		実績	44	41	42	—		
療養介護	利用者数（人/月）	見込	14	13	13	17	17	17
		実績	18	17	17	—		
短期入所（福祉型）	サービス量（人日/月）	見込	717	756	777	799	820	842
		実績	572	621	777	—		
	利用者数（人/月）	見込	68	70	72	88	90	92
		実績	78	86	86	—		
短期入所（医療型）	サービス量（人日/月）	見込	48	52	58	43	45	47
		実績	24	41	41	—		
	利用者数（人/月）	見込	8	9	10	11	12	13
		実績	9	11	10	—		

※各年度3月分、令和8(2026)年度の実績は見込値

（３）居住支援・施設系

①　令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の実績に対する評価と今後の方向性

○　自立生活援助及び施設入所支援は利用者数が減少傾向にあります。施設入所支援利用者数は令和3（2021）年度で115人から令和8年度（2026）（見込み）は103人のため、今後も地域移行が進むと予想されます。

○　共同生活援助について、区では、親なき後支援として、東京都の整備費補助対象経費以外に、区の独自補助を行うなど、積極的にグループホームの誘致を行っており、定員数は年々増加しています。その効果もあり、利用者数は見込数を上回っており、年々増加しています。さらに、令和5（2023）年度から、重度障がい者を対象とするグループホームを開設する法人に対し、区独自の整備費補助の事業を開始し、その後補助内容の拡充をしています。現在、区内には5か所開設されています。

地域生活支援拠点などについては、地域生活支援拠点等コーディネーターが配置され、サービス支援を行っています。

②　令和9（2027）年度～令和11（2029）年度における見込量算定方法の考え方と見込み量達成のための方策

○　施設入所における居室の個室化など、利用者希望を確認し、施設入所せざるを得ない方への生活環境の向上について、国や都の動向を注視しながら推進していきます。

○　施設入所者及び長期入院している精神障がい者の地域生活への移行等を勘案し、見込量を設定します。

○　地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けて、拠点間の連携体制の強化の中心的な役割を担うコーディネーターの増員を検討していきます。

○　今後も障害者グループホーム施設整備補助事業の周知を行い、重度障がい者の受入れが可能なグループホームも含め設置を促進するなど、見込量の達成を図ります。

種類			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立生活援助	利用者数（人/月）	見込	6	7	8	4	4	4
		実績	4	3	2	——		
共同生活援助	利用者数（人/月）	見込	230	241	253	340	363	388
		実績	292	298	318	——		
施設入所支援	利用者数（人/月）	見込	114	112	110	100	97	94
		実績	110	106	103	——		
地域生活支援拠点等（面的整備） ※各年度末時点	構成施設数（箇所）	見込	7	7	7	7	7	7
		実績	7	7	7	——		
	コーディネーター配置人数（人）	見込	検討	検討	1	1	1	1
		実績	1	1	1	——		
	支援実績等を踏まえた検証・検討の実施回数（回）	見込	5	5	5	5	5	5
		実績	3	4	5	——		

※各年度3月分、令和8（2026）年度の実績は見込値

（４）相談支援

①　令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の実績に対する評価と今後の方向性

○　計画相談支援について、指定特定相談支援事業所は、令和8（2026）年4月１日現在、区内全10か所となっています。実績値が見込値より上回っており、今後も利用者数が増加傾向にあるため、新規事業所の確保や事業所維持の支援及びサービスの質の向上が重要となります。

○　地域移行支援については、利用者数の実績が概ね横ばいとなっており、障がい者の地域移行のニーズの把握に尽力するとともに、事業者と連携してグループホームなどの新生活の場に計画的に移行できるよう相談体制の支援を推進しています。

地域定着支援については、区内に2か所の指定一般相談支援事業所が開設されてから、利用者数が増加傾向にあります。今後も増加が見込まれるため、そのニーズに対応した支援体制の確保が重要です。

また、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、支援に係るニーズの把握に努める必要があるため、新たに指標設定として「福祉施設の入居者の地域生活への移行」を設定しました。

②　令和9（2027）年度～令和11（2029）年度における見込量算定方法の考え方と見込み量達成のための方策

○　全体的な傾向把握として、過年度からの利用実績の傾向などから今後の利用者増減数の見込み等を踏まえ、サービス見込量を設定します。相談支援事業所の新規開設については、事業者に対して誘致を行っていきます。

また相談支援を担う人材の確保・育成、相談体制の強化等については、法令改正情報等の共有、自立支援協議会などを通じた困難事例への対応等の関係機関との情報共有を行い、相談支援の充実とサービスの質の確保、適正なサービスの履行により、見込量の達成を図ります。

種類			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	利用者数（人/月）	見込	377	408	441	530	562	596
		実績	435	463	500	——		
地域移行支援	利用者数（人/月）	見込	3	3	3	3	3	3
		実績	4	3	3	——		
地域定着支援	利用者数（人/月）	見込	53	63	76	72	83	95
		実績	50	58	63	——		
福祉施設の入所者の地域生活への移行【新規】	地域生活への移行に向けた支援回数	見込	ー	ー	2	2	2	2
		実績	ー	ー	2	——		

※各年度3月分、令和8（2026）年度の実績は見込値

◆ 児童福祉法に基づく障がい児支援

（１）障害児通所支援

① 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の実績に対する評価と今後の方向性

○ 令和8（2026）年4月1日現在、児童発達支援を行っている事業者は区内全21か所、放課後等デイサービスを行っている事業者は区内全25か所となっています。また、重症心身障がい児を対象とした放課後等デイサービスの事業所は3か所となっています。事業所の増加に伴い、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者数の実績値が共に見込値を上回っており、増加傾向にあります。

保育所等訪問支援については、年々利用者が増加しています。実際に障がい児が通う保育園や学校などの保育・学習環境を確認し、障がい児が生活しやすい環境設定とするようアドバイスを行っています。

居宅訪問型児童発達支援については、見込値を下回ったものの、利用者数は横ばいとなっており、需要はあるため今後も定期的に区内事業所との連絡会を開催し、情報共有の場の提供及び区と事業所間の連携強化に努めます。

○ 区では、令和6（2024）年10月に荒川区立心身障害者福祉センター（荒川たんぽぽセンター）に児童発達支援センターとしての機能を追加し、障がい児支援を進めています。

② 令和9（2027）年度～令和11（2029）年度における見込量算定方法の考え方と見込み量達成のための方策

○ 全体的な傾向把握として、過年度からの利用実績の傾向などから、今後の障がい児数の増減数の見込み等を踏まえ、サービス見込量を設定します。

荒川たんぽぽセンターでは、今後も地域の障害児通所支援事業所に援助・助言等を行うことで、事業所の事業理解など確認を行いながら、障がい児支援の中核拠点としてサービスの質の向上を推進することにより、見込量の達成を図ります。

種類			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援	サービス量（人日/月）	見込	1,816	1,941	2,074	3,232	3,432	3,632
		実績	2,205	2,574	3,032	―		
	利用者数（人/月）	見込	270	278	286	420	440	460
		実績	326	357	400	―		
放課後等デイサービス	サービス量（人日/月）	見込	3,797	4,146	4,527	4,842	5,042	5,242
		実績	3,677	4,222	4,642	―		
	利用者数（人/月）	見込	355	391	432	477	497	517
		実績	361	408	457	―		
保育所等訪問支援	サービス量（人日/月）	見込	18	22	26	159	189	219
		実績	62	99	129	―		
	利用者数（人/月）	見込	9	11	13	98	118	138
		実績	37	58	78	―		
居宅訪問型児童発達支援	サービス量（人日/月）	見込	43	49	54	24	25	26
		実績	21	23	23	―		
	利用者数（人/月）	見込	8	9	10	4	4	4
		実績	6	4	4	―		

※各年度3月分、令和8（2026）年度の実績は見込値

（２）障害児相談支援

①　令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の実績に対する評価と今後の方向性

○　障害児相談支援事業所は区内に9か所（荒川区福祉部障害者福祉課を含む。）あり、利用実績は令和6（2024）年度の163人をピークに減少傾向となっていますが、児童発達支援及び放課後デイサービス利用者は増加傾向にあるため、引き続き、相談支援専門員の確保等、相談体制の強化に向けた取組が必要です。

②　令和9（2027）年度～令和11（2029）年度における見込量算定方法の考え方と見込み量達成のための方策

○　全体的な傾向把握として、過年度からの利用実績の傾向などから今後の利用者増減数の見込み等を踏まえ、サービス見込量を設定します。相談支援事業者の参入促進や、相談支援を担う人材の確保・育成・維持により、見込量の達成を図ります。

種類			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害児相談支援	利用者数（人／月）	見込	165	192	224	158	161	164
		実績	163	155	155	——		

※各年度3月分、令和8（2026）年度の実績は見込値

（３）障害児入所支援

①　令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の実績に対する評価と今後の方向性

○　令和2（2020）年7月に区で児童相談所（荒川区子ども家庭総合センター）を設置したことに伴い、区において障害児入所給付費の支給申請が可能となり、障害児入所支援事業の指定も行うことができるようになりました。障害児入所支援は、福祉型・医療型共に利用者数実績が概ね横ばいの傾向となっています。

②　令和9（2027）年度～令和11（2029）年度における見込量算定方法の考え方と見込み量達成のための方策

○　全体的な傾向把握として、過年度からの利用実績の傾向などから今後の利用者増減数の見込み等を踏まえ、サービス見込量を設定します。区が所管する障害児入所施設はないため、他自治体にある障害児入所施設の利用支援を行い、見込量の達成を図ります。

種類			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害児入所支援（福祉型）	利用者数（人／年）	見込	5	5	5	3	3	3
		実績	3	2	2	——		
障害児入所支援（医療型）	利用者数（人／年）	見込	4	4	4	3	3	3
		実績	1	3	3	——		

※各年度3月分、令和8（2026）年度の実績は見込値

（４）医療的ケア児等支援

① 令和6(2024)年度～令和8(2026)年度の実績に対する評価と今後の方向性

○ 区では、医療的ケア児等が地域で必要な支援が受けられるように、保健所、医療機関、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、保育園、教育センター等の関係者が情報共有及び連携を図る医療的ケア児等支援協議会において、医療的ケア児等についての協議を重ねてきました。

また、荒川区障害者基幹相談支援センターに配置している医療的ケア児等地域コーディネーターが、医療的ケア児等やその家族の相談窓口や関係機関との連携体制の構築に向け継続的な取り組みを進めています。

② 令和9(2027)年度～令和11(2029)年度における見込量算定方法の考え方と見込み量達成のための方策

○ 医療的ケア児等地域コーディネーターを地域ごとに配置することを目指すことで、医療的ケア児やその家族からの相談に応じる体制を確保するとともに、病院や保育、学校、障害福祉施設など多数の機関との連携体制の強化を図ります。また、医療的ケア児のニーズや個別の特性を把握するため医療的ケア児等コーディネーターの増員を推進します。

種類			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
医療的ケア児等地域コーディネーター	配置人数（人/年）	見込	1	1	1	2	2	2
		実績	2	2	2	——		

※各年度3月分、令和8(2026)年度の実績は見込値

◆ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業・障害者総合支援事業

（１）地域生活支援事業

① 令和6(2024)年度～令和8(2026)年度の実績に対する評価と今後の方向性

○ 相談支援においては、相談件数の実績値が見込値を下回っている年度がありますが、件数は増加傾向にあります。

荒川区障害者基幹相談支援センターの専門的な指導・助言件数については、実績件数が増加傾向にあります。

自立支援協議会については自立支援協議会の専門部会として、「相談支援部会」「地域移行部会」「しごと部会」「医療的ケア児等支援部会」の4つがあり、それぞれの課題やテーマに応じて活動をしています。自立支援協議会の各支援部会との連携を図ることで、関係機関に対する情報連携の強化に努めます。

○ 親なき後支援については成年後見制度利用支援の周知を強化します。また、個人別ライフプランの件数については令和7(2025)年度より特別支援学校等に訪問や説明会の件数を除いた実績件数となっています。

○ コミュニケーション支援については実績値が見込値を下回っていますが、件数はほぼ横ばいの状況にあります。

○ 手話講習会については修了者数実績に変動はあるものの、全体的には増加傾向にあります。

○ 日常生活支援については、各サービス種目の実績値と見込値の乖離は一部を除き小さく、実績値は概ね横ばいの傾向となっています。今後も機器等の進化やケースワーク等により把握する利用者ニーズに合わせ、必要に応じたサービス種目や基準額について検討する必要があります。
○ 移動支援については、利用時間及び利用者数共に増加傾向にあります。今後も増加傾向が見込まれること、特別支援学校や通所介護施設等への通学通所時間帯は支援の利用が重なり、ヘルパーの確保が難しい状況もあることなどから、引き続きサービス提供の体制確保が必要です。
○ 就業・就労支援について、じょぶ・あらかわの各項目は見込値を下回る年度もあるものの、実績値は年々増加傾向にあります。
○ 地域活動支援センターについては、荒川区立心身障害者福祉センター（荒川たんぽぽセンター）や荒川区立精神障害者地域生活支援センター（支援センターアゼリア）の実績値は概ね横ばいとなっています。スクラムあらかわの実績値については、増加傾向となっています。
○ 社会参加支援については、アクロスあらかわとさくら教室の実績値については、令和6（2024）年度以降概ね横ばいとなっています。今後も利用者数の維持及び促進に向けて連携を図っていきます。
○ 発達障がい者（児）等支援については実績値が概ね横ばいとなっています。
○ 虐待防止対策支援については虐待通報受理件数が減少傾向にありますが、虐待防止を進めるべく、各関係機関と協力を図っていきます。
○ 医療ケア児等総合支援については、実績値が年々増加傾向にあります。病院や保育、学校、障害福祉施設など多数の機関との連携強化を図ります。また、医療的ケア児のニーズや個別の特性を把握するため医療的ケア児等地域コーディネーターの増員を推進します。
○ 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する支援については各項目の利用者実績値は概ね横ばい傾向となっています。今後も住み慣れた地域で生活できるよう、支援や援助を行っていきます。また「精神障がい者における短期入所」を新たな指標設定として設定しました。

② 令和9（2027）年度～令和11（2029）年度における見込量算定方法の考え方と見込み量達成のための方策

○ 全体的な傾向把握として、過年度からの利用実績の傾向などから今後の利用者増減数の見込み等を踏まえ、サービス見込量を設定します。サービス提供事業者に対し、サービスの質の向上に向けた研修などの情報共有や相談支援体制の連携強化と障害福祉に関連する法改正の周知など行い、適正なサービス提供の支援をすることで、見込量の達成を図ります。

また、改正障害者総合支援法及び障害児福祉法が令和6（2024）年4月に施行され、国の基本的な指針や関連法律も目まぐるしく改正等されています。今後も国や東京都の動向と区内障害福祉関連のニーズを注視し、適正なサービス提供の支援と情報連携強化を図ります。

理解促進研修・啓発			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立支援セミナー	開催回数(回/年)	見込	5	5	5	5	5	5
		実績	5	4	5		—	
	延べ参加者数(人/年)	見込	100	100	100	80	80	80
		実績	60	79	80		—	

相談支援				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者相談支援		実施箇所数(箇所) ※各年度末時点	見込	5	5	5	5	5	5
			実績	5	5	5		—	
相談実績		相談件数(件/年)	見込	71,392	71,484	71,579	68,541	68,690	68,851
			実績	65,791	64,118	68,424		—	
住宅入居等支援		協議会の設置	見込	検討	検討	検討		—	
			実績	設置	設置	設置		—	
基幹相談支援センター	基幹相談支援センターの設置		見込	実施	実施	実施		—	
			実績	実施	実施	実施		—	
	相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言件数(件/年)		見込	1,811	1,935	2,060	2,261	2,361	2,461
			実績	1,899	2,161	2,161		—	
	相談支援事業者等の人材育成に係る支援件数(件/年)		見込	95	101	107	59	62	65
			実績	70	66	56		—	
	関係相談機関等との連携強化の取組(回/年)		見込	219	230	243	177	180	183
			実績	220	183	174		—	
	個別事例の支援内容の検証の実施回数(回/年)		見込	20	20	20	10	10	10
			実績	5	4	6		—	
	主任相談支援専門員の配置数(人) ※各年度末時点		見込	3	3	3	3	3	3
			実績	3	3	3		—	
自立支援協議会	協議会の専門部会の設置箇所(箇所/年)		見込	4	4	4	4	4	4
			実績	4	4	4		—	
	協議会の専門部会の実施回数(回/年)		見込	26	26	26	47	47	47
			実績	47	40	47		—	
	相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数(回/年)		見込	検討	検討	実施	3	3	3
			実績	3	3	3		—	
	相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者(機関)数(事業所/年)		見込	検討	検討	2	48	51	54
			実績	33	45	45		—	

親なき後支援			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
成年後見制度利用支援	区長申し立て件数(件/年)	見込	2	2	3	3	3	3
		実績	0	1	3		—	
個人別ライフプラン	相談件数(件/年)	見込	77	85	93	15	15	15
		実績	59	9	15		—	

※各年度3月分、令和8(2026)年度の実績は見込値

コミュニケーション支援				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	手話通訳者派遣事業	実利用者数(人/年)	見込	47	49	51	53	55	57
			実績	39	33	45		—	
		派遣回数(回/年)	見込	742	774	806	738	772	806
			実績	723	636	704		—	
	要約筆記者派遣事業	派遣回数(回/年)	見込	132	147	164	126	140	156
			実績	161	103	113		—	
	対面音訳者派遣事業	登録者数(人) ※各年度末時点	見込	39	39	39	35	35	35
			実績	29	30	30		—	
		派遣回数(回/年)	見込	60	60	60	40	40	40
			実績	32	29	30		—	

手話講習会(手話奉仕員養成研修)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	初級・中級コース	受講修了者数(人/年)	見込	74	74	74	86	86	86
			実績	76	48	66		—	
	上級・通訳養成コース	修了者数(人/年)	見込	8	8	8	17	18	19
			実績	7	16	16		—	
	手話通訳者	新規登録者数(人/年)	見込	1	1	1	1	1	1
			実績	2	1	1		—	

日常生活支援				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	日常生活用具給付 介護・訓練支援用具	給付件数(件/年)	見込	13	14	14	17	18	19
			実績	9	16	16		—	
	日常生活用具給付 自立生活支援用具	給付件数(件/年)	見込	26	28	30	36	39	42
			実績	35	40	34		—	
	日常生活用具給付 在宅療育等支援用具	給付件数(件/年)	見込	23	23	24	27	30	34
			実績	18	30	24		—	
	日常生活用具給付 情報・意思疎通支援用具	給付件数(件/年)	見込	141	150	160	125	129	133
			実績	132	121	121		—	
	日常生活用具給付 排泄管理支援用具	給付件数(件/年)	見込	3,126	3,141	3,157	3,068	3,096	3,124
			実績	3,013	3,041	3,041		—	
	日常生活用具給付 居宅生活動作補助用具	給付件数(件/年)	見込	4	6	9	1	2	3
			実績	1	1	1		—	
	訪問入浴サービス	登録者数(人) ※各年度末時点	見込	16	16	16	17	18	19
			実績	15	16	16		—	
	住宅設備改善給付	給付件数(件/年)	見込	5	5	5	3	3	3
			実績	2	2	2		—	
	自動車運転免許取得助成	助成者数(人/年)	見込	2	2	2	2	2	2
			実績	2	1	2		—	
	自動車改造助成	助成者数(人/年)	見込	2	2	2	1	1	1
			実績	1	0	0		—	
	日中一時支援	実利用者数(人/年)	見込	68	76	84	31	32	33
			実績	42	30	30		—	
	福祉タクシー券	交付件数(件/年)	見込	2,674	2,712	2,750	2,327	2,332	2,337
			実績	2,457	2,389	2,322		—	
	リフト付き自動車利用助成	実利用者数(人/年)	見込	21	24	27	35	37	39
			実績	32	32	33		—	
	自動車燃料費助成	助成者数(人/年)	見込	260	261	262	263	275	287
			実績	241	233	251		—	

※各年度3月分、令和8(2026)年度の実績は見込値

移動支援			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
移動支援 ※各年度末時点	利用時間(時間/月)	見込	7,981	8,275	8,580	7,646	7,791	7,939
		実績	7,305	7,365	7,504	—		
	利用者数(人/月)	見込	415	439	464	453	471	490
		実績	419	436	436	—		

就業・就労支援			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者就労支援ｾﾝﾀｰ「じょぶ・あらかわ」	登録者数(人) ※各年度末時点	見込	806	869	938	968	998	1,028
		実績	839	899	938	—		
	新規就職者数(人/年)	見込	40	49	61	25	27	29
		実績	39	23	23	—		
	就労継続者数(人/年)	見込	395	411	428	363	368	373
		実績	336	358	358	—		

地域活動支援センター			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
心身障害者福祉ｾﾝﾀｰ「荒川たんぽぽｾﾝﾀｰ」 ※各年度末時点	機能訓練登録者数(人)	見込	25	25	25	14	16	18
		実績	11	14	12	—		
	グループワーク登録者数(人)	見込	3	3	3	2	3	4
		実績	2	1	1	—		
	生活訓練登録者数(人)	見込	16	16	16	6	7	8
		実績	11	6	5	—		
	在籍者数(人)	見込	25	26	27	31	32	33
		実績	26	28	29	—		
地域活動支援ｾﾝﾀｰ「支援センターアゼリア」	平均来館者数(人/日)	見込	16	16	16	15	16	17
		実績	14	14	14	—		
地域生活支援施設「スクラムあらかわ」	利用者数(人/年)	見込	132	144	156	161	166	171
		実績	132	127	156	—		

社会参加支援			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者福祉会館「アクロスあらかわ」	延べ利用者数(人/年)	見込	65,000	66,000	67,000	39,200	40,200	41,200
		実績	39,951	39,719	39,200	—		
心身障がい者青年教室「さくら教室」	延べ受講者数(人/年)	見込	1,286	1,286	1,286	1,119	1,124	1,129
		実績	1,056	1,080	1,114	—		

発達障がい者(児)等支援			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ペアレントトレーニング	開催回数(回/年)	見込	7	7	7	4	4	4
		実績	7	4	4	—		
	実参加者数(人/年)	見込	5	5	5	3	3	3
		実績	2	3	3	—		
	支援者数(人/年)	見込	3	3	3	3	3	3
		実績	3	3	3	—		
ピアサポート活動の推進	延べ参加者数(人/年)	見込	12	12	12	14	15	16
		実績	11	13	13	—		

虐待防止対策支援			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
虐待通報	受理件数(件/年)	見込	2	0	0	30	30	30
		実績	28	35	27	—		

医療的ケア児等総合支援			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
医療的ケア児等地域コーディネーター	相談件数(人/年)	見込	707	756	804	823	843	863
		実績	413	702	790	—		
医療的ケア児等家事家庭サポート	実利用者数(人/年)	見込	23	26	30	19	21	23
		実績	11	14	17	—		
	実施回数(回/年)	見込	340	385	444	299	309	319
		実績	296	289	289	—		

※各年度3月分、令和8(2026)年度の実績は見込値

精神障がいにも対応した地域包括ｹｱｼｽﾃﾑの構築に関する支援			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
精神障がい者における自立訓練（生活訓練）	利用者数（人/月）※月平均	見込	32	34	36	22	23	24
		実績	21	21	21			
精神障がい者における自立生活援助	利用者数（人/月）※月平均	見込	4	5	6	3	4	5
		実績	3	2	2			
精神障がい者における共同生活援助	利用者数（人/月）※各年度3月分	見込	82	90	98	119	127	135
		実績	105	116	111			
精神障がい者における地域移行支援	利用者数（人/月）※月平均	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	1	3	1			
精神障がい者における地域定着支援	利用者数（人/月）※月平均	見込	40	48	57	48	56	64
		実績	33	34	42			
精神障がい者における短期入所【新規】	利用者数（人/月）※月平均	見込	ー	ー	6	7	8	9
		実績	ー	ー	6			
保健、医療、福祉関係者による協議の場	開催回数（回/年）	見込	16	16	16	10	10	10
		実績	8	4	16			
	実参加者数（人/年）	見込	80	90	100	102	104	106
		実績	43	114	100			
	目標設定・評価の実施回数（回/年）	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	1	0	1			
心のサポーター【新規】	研修実施回数（回/年）	見込	ー	ー	1	2	2	2
		実績	ー	ー	1			

※各年度3月分、令和8（2026）年度の実績は見込値

（２）障害者総合支援事業

① 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の実績に対する評価と今後の方向性

○ 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築については各項目とも概ね見込値どおりに実績値が推移しています。福祉サービスの多様化、サービス事業所の増加に伴い、区及び事業所等が共同してサービス利用者に対して適正に必要なサービスを提供することが求められています。

② 令和9（2027）年度～令和11（2029）年度における見込量算定方法の考え方と見込み量達成のための方策

○ これまでの実績や地域の実情等を踏まえ、見込量を設定します。引き続き、国や都その他関連機関が開催する研修の受講や、事業者からの請求過誤をなくすための請求審査結果の活用・分析及び情報共有、事業所の適正な運営等を図るための実地指導などについて、取り組みます。

障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害福祉サービス等に係る研修への区職員の実参加者数（人/年）	見込	42	44	47	52	54	58
	実績	42	44	47			
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の分析・活用を事業所や関係自治体等と共有する回数（回/年）	見込	2	2	2	3	3	3
	実績	2	1	3			
障害児通所支援事業者等に対する実地指導の実施件数（件/年）	見込	24	25	27	27	28	28
	実績	19	26	25			
実地指導等の実施結果を関係自治体と共有する回数（回/年）	見込	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2			

※各年度3月分、令和8（2026）年度の実績は見込値